

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、佐藤委員、下兼委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「第2次小樽市環境基本計画の策定について」

○（生活環境）環境課長

第2次小樽市環境基本計画の策定について報告いたします。

第2次小樽市環境基本計画の策定につきましては、令和6年第1回定例会厚生常任委員会において進捗状況を報告しておりますが、このたび計画案が庁内会議や小樽市環境審議会の審議を経てまとまりましたので、報告させていただきます。

委員の皆様方には、計画書本編及び概要版をお配りしておりますが、本日は概要版にて計画の内容について説明させていただきます。

まず、1ページ目を御覧ください。

「1 計画の基本的事項」では、計画の目的、計画の位置づけなどを記載しており、本計画は小樽市環境基本条例の規定に基づき策定していること。

2ページ目になりますが、「計画の対象」としまして、地理的範囲は小樽市全域とし、対象とする区分を地球環境、自然環境、廃棄物・資源循環、社会環境、生活環境、環境学習・環境活動の6区分とし、計画期間を令和7年度から12年度までとしております。

次に、3ページを御覧ください。

「2 環境の現状と課題」では、対象とする6区分ごとに現状と課題を5ページ目まで記載しております。

なお、現状と課題の整理に当たっては、昨年度に市民及び市内事業者を対象としたアンケート調査などを実施し、その結果を反映させております。

次に、6ページ目から7ページ目を御覧ください。

「3 施策体系」では、計画の対象とする6区分ごとの基本目標、その基本目標を達成するための施策の柱、数値化できる象徴的な取組についての取組目標を定め、このページで一覧としてまとめております。

なお、6区分の基本目標につきましては、「1 地球環境」の基本目標を「ゼロカーボンシティの実現と気候変動に適応するまち」、「2 自然環境」の基本目標を「豊かな自然と共生し、身近に自然の恵みを感じられるまち」、「3 廃棄物・資源循環」の基本目標を「循環型社会を形成し、限りある資源を大切にすまち」、「4 社会環境」の基本目標を「歴史・文化が自然と融合した美しいまち」、「5 生活環境」の基本目標を「良好な生活環境を維持し、快適で安心して暮らせるまち」、最後に「6 環境学習・環境活動」の基本目標を「学びの機会があり、市民・事業者・市が協働して環境保全に取り組むまち」としました。

各区分の詳細については、8ページ目以降で6区分ごとに施策の柱に対する市の主な取組などを示し、最後に市民・事業者の取組指針を記載しております。

次に、14ページを御覧ください。

「4 気候変動への適応（小樽市気候変動適応計画）」ですが、こちらは新たに第2次小樽市環境基本計画に内包するもので、本市の気候や地理的条件、社会経済などの地域特性に応じた施策を推進することにより、気候変動に適応することを目的としたもので、国の気候変動適応法に規定されている地域気候変動適応計画として位置づけるものです。

なお、第2次小樽市環境基本計画と同じく、令和7年度から12年度までを計画期間としております。

16ページを御覧ください。

このページでは、北海道気候変動適応計画における気候変動による影響評価結果で予測される影響等のうち、本市で既に生じている、または、今後、予想される気候変動の影響への適応策を農業・林業・水産業、水環境・水資源、産業・経済活動、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、国民生活・都市生活の7分野で定めております。

最後に17ページになりますが、「5 計画の推進体制と進行管理」としまして、計画が実効性を高め、着実に推進していくための計画の推進体制、PDCAサイクルに基づく計画の進行管理、市ホームページなどにおける評価の公表について記載しております。

なお、今後の予定ですが、本計画は本日、厚生常任委員会にて報告後、9月下旬から10月下旬にかけてパブリックコメントを実施する予定で、その後、御意見に対する市の考え方を整理し、小樽市環境審議会の審議などを経まして、年内をめどに小樽市環境審議会から本計画の諮問に対する答申を受け、来年1月上旬頃に決定するスケジュールとなっております。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第20号について」

○（こども未来）こども福祉課長

議案第20号小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

こちらにつきましては、児童手当法の一部改正に伴いまして、令和6年10月から児童手当の所得制限が撤廃されることとなり、これまで一定以上の所得がある世帯に支給されていた特例給付が廃止されることから、条例上の特例給付の文言を削除するものであります。

条例の施行期日は、令和6年10月1日としております。

○委員長

「議案第22号について」

「議案第25号について」

○（福祉保険）保険年金課長

議案第22号小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和6年12月2日付で現行の被保険者証を廃止し、マイナンバーカードと被保険者証を一体にすることとなったことに伴い、国民健康保険法の保険料滞納者に係る被保険者証の返還に関する規定が削られることとなったことから、納付義務者が被保険者証の返還の求めに応じない場合において課する過料に関する規定を削るとともに、引用条項の変更を行うものです。

施行期日は、令和6年12月2日です。

続きまして、議案第25号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について説明いたします。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、国から発出された広域連合規約改正例に基づき、広域連合の処理する事務について定めている規定を具体的な事務を列挙する規定から、事務を包括的に表現する規定に変更するための北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものです。

改正の背景としては、国がマイナンバーカードと被保険者証の一体化のため、令和6年12月2日から従来の被保険者証を廃止することを決定し、これに伴う所要の改正を行うための規約の変更について、広域連合長から各構成

市町村の議会の議決を得よう通知があったものです。

施行期日は、北海道知事の許可の日です。

○委員長

「議案第24号について」

○（生活環境）管理課長

議案第24号工事請負変更契約について御説明いたします。

旧ごみ焼却場解体工事につきましては、昨年の7月に岩田地崎・阿部共同企業体と請負代金額9億8,219万円で契約しておりますが、この請負代金額を9億9,318万8,460円に変更する契約を行うものであります。

変更の理由としましては、当該工事における工事請負契約約款第25条第6項において、工期内に賃金等の急激な変動により請負代金額が著しく不相当となったときは、基準日以降の残工事分について請負代金額の変更を請求することができること定められておりますが、今回の工事では昨年の契約以降、労務単価等が上昇し、これに伴い、請負業者から残工事に係る請負代金額の変更について請求があったことから、変更契約を行うものであります。

○委員長

説明員の退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員退室）

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、立憲・市民連合、自民党、みらい、公明党、共産党の順といたします。

立憲・市民連合。

○下兼委員

◎ごみの不法投棄とポイ捨てについて

まず、ごみの不法投棄とポイ捨てについて質問させていただきます。

小樽市には、公共の場所の清潔を維持する観点から、道路、公園などの公共の場所に紙くず、空き缶、空き瓶、たばこの吸い殻などを放置する行為を条例により禁止している小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例があります。

まず、ポイ捨てについてお聞きいたします。

新型コロナウイルス感染症が5類へ移行し、小樽市の観光地にもたくさんの観光客が戻ってきました。せっかく小樽の観光を楽しんでいるのに、ごみが捨てられているのを見たら、やはり、がっかりしてしまいます。

それで、本市では平成16年6月に、市民ボランティアの皆さんによる「ポイ捨て防止！街をきれいにし隊」が結成され、各種団体、事業者や児童の皆さんと協働し、啓発、清掃活動を実施していることは承知しております。小樽市民の一人として、本当に頭が下がる思いです。今年も4月、5月、6月、7月と活動されて、今月も来週の26日に市内中心部の活動が予定されています。

しかしながら、小樽運河や堺町かいわいでは、たばこの吸い殻などのごみが捨てられているとお聞きいたします。小樽市は、現在、ごみのポイ捨て条例の制定はされておられません。

ポイ捨てをされている一番多いごみの種類は何か、お聞かせください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

統計的には把握しておりませんが、私が、ポイ捨て防止！街をきれいにし隊で拾った感じでは、ペットボトルや空き缶、紙くず、たばこの吸い殻等がありました。

○下兼委員

やはりごみを拾うのは大変です。それでも、皆さんは一生懸命に頑張っている。本当にありがたいことだと思っております。

先日、私が市役所に向かって国道5号を運転していました。そうしたら、前の車の運転席から、たばこの吸い殻を捨てたのを見たのです。まだこんな行為をしている人がいるのかと思ってびっくりしたのと、もしかしたら市民の一人かもしれないと思ってがっかりしました。

ポイ捨てがなくならない理由は何だとお考えでしょうか、お聞かせください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

やはり、個人のマナーやモラルによるところが大きいのではないかと考えております。

○下兼委員

してはいけないと分かっているのにしてしまう。相当昔から、多分いつも、たばこの吸い殻を捨てているのではないかと私は感じました。

今の時代、そうは言われてられないのです。やはり、モラル、マナーは大事だと思います。

それでは、ポイ捨てをされた、ごみの回収方法をお聞かせください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

市民がボランティアで行う場合には、ボランティア袋を配布しており、そのボランティア袋を燃やさないごみの日に出していただいて、路線収集で回収しております。

また、先ほどおっしゃられました、ポイ捨て防止！街をきれいにし隊もそうなのですが、町内会等、まとまって随時に行っていただく場合は、随時に清掃事業所と打合せをして収集しております。

○下兼委員

清掃事業所とタグを組んでやっていただくことに、本当に感謝申し上げます。

条例を制定したからといって、ごみのポイ捨てがなくなるとは思いませんが、条例を制定することで小樽市のまのイメージがよくなるのではないかと私は思っております。

それでは、ごみのポイ捨て禁止に関する周知の徹底や啓発は行っていますでしょうか、お聞かせください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

周知活動としましては、市のホームページに記載していることと、先ほどから出てきています、ポイ捨て防止！街をきれいにし隊の活動をしている姿を見せることと、駅前の緑地帯等に看板を設置しております。

○下兼委員

それでは、ポイ捨てを規制する条例を制定するお考えはないのでしょうか、お聞かせください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

ポイ捨てを規制する条例の制定につきましては、現状におきましても小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例や、北海道でも北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例がポイ捨てに関する規定を設けております。

条例の実効性を高めるためには罰則規定が必要と考えられますが、他市の状況を見ますと、実際に罰則を適用させるには指導員の配置等により予算がかさむなどの課題が見られますので、現時点におきましては現状以上の条例を設けることは考えてございません。

先ほど申し上げましたとおり、ポイ捨ての防止は個人のマナーやモラルによるところが大きいと考えておりますので、引き続きこれらの向上に向け、周知・啓発に努めてまいりたいと考えております。

○下兼委員

残念ですけれども、モラル、マナーだけではどうしようもないこともあると思うのですけれども、引き続き、お考えいただきたいと思っております。

次に、不法投棄についてお聞きいたします。

小樽市ホームページの中の「ごみの不法投棄について」を見ました。「不法投棄は犯罪です!」と強い文字が目に入りました。「みだりにごみを投棄することは法律により禁止されています。違反した場合は、5年以下の懲役もしくは1千万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金を科され、また、これらを併科されることもあります。」と、これはまさしく犯罪なのだと感じました。

しかし、残念なことに、小樽市の道路や山間地、海浜地などの不法投棄が後を絶たない状況であります。

それでは、不法投棄はどうしてなくなるのか、本市ではどのようにお考えでしょうか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

やはり、先ほどのポイ捨てと同様にマナーやモラルが必要なことと、不法投棄の場合には処理費用がかかってくる面があると思っております。

○下兼委員

今は、冷蔵庫もテレビもリサイクル料金というのがかかってきますので、それをかけたくないと思うと、そういう行為になってしまうのが残念でなりません。

それでは、今、行われている不法投棄に関する対策をお聞かせください。

○（生活環境）清掃事業所長

不法投棄対策のため、清掃事業所の職員2名と会計年度任用職員2名が、不法投棄の多い市内の28の巡回場所を2台の車両で、4月から11月の間、ほぼ毎日パトロールを行っております。

不法投棄禁止等の警告看板の作成、設置、撤去もこの人員で行っており、現在、約200本を設置しているところがあります。

○下兼委員

私も、看板を設置されている山道を車で通ったこともありますけれども、看板が小さいです。いつ交換するのかと思いながら見ているのですが、色もあせてしまって、何を書いているのか少し分かりにくいという印象を受けました。せっかく設置するのであれば、少しでも大きく目立つ看板がよいのではないかと私は思っております。

不法投棄をする人は、明るい時間帯は避けます。暗くなってから、こっそり捨てに来ると思います。例えば、看板を大きくして、反射材などで光らせるというのはどうでしょうか。いろいろなアイデアを市民から募ることもありだと思えます。

それでは、市民への周知、啓発はどのように行っておりますでしょうか、お聞かせください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

現在は、市のホームページに載せていることと、先ほど委員もおっしゃられました看板で周知しております。

○下兼委員

できれば大きい看板、例えば、のぼりとかもいいかと思えます。やはり、心にやましいことを思っている人は、看板などを見ると、一瞬ためらうのではないかと思うので、できれば頑張ってもらいたいと思えます。

それでは、私有地への不法投棄ですが、これは深刻な問題だと感じます。

「土地所有者、管理者等へのお願い」とありますが、持ち主が見つからなかった場合、不法投棄されたごみはずっとそのままの状態なのでしょう。それがどんどん増える可能性というのはないのでしょうか、お聞かせください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

条例に、土地等の占有者は占有地等に廃棄物が捨てられることのないよう、適正な管理と清潔を保持するよう努めなければならないといった管理義務を定めております。

それによって、ごみが散乱している場合は、市で登記簿で土地の所有者を調査し、その土地の所有者、管理者に

管理の徹底についてお願いしていくこととなります。

○下兼委員

市役所としては、持ち主を探して連絡するという方法しかないのかとは思いますが、私もそうだけれども、市民、観光客とかが車で通ったときに、うわ、小樽市、ここは何だと思われるような感じにはしてもらいたくないので、ぜひとも頑張って所有者、管理者を探していただきたいと思います。

さらに、ごみが腐敗すると、その腐敗したごみの中にある土によくない成分で土壌を汚染してしまうのではないかとこの心配もあります。小樽市が少しでもきれいなまちだと言われるように、頑張っていただきたいと思います。

◎無縁遺体の対応について

次に、無縁遺体の対応についてお聞きいたします。

7月に北海道新聞の記事が掲載されました。孤独死などで引取り手がない無縁遺体が増え続け、その対応に道内自治体が苦慮している。道内12市で火葬した件数が過去5年で倍増したことが北海道新聞の集計で明らかになったとありました。独居高齢者が増えていることに加え、亡くなった本人との関係が希薄な親族が引取りを拒否するケースが相次いでいることが背景であるとも書いていました。さらに、無縁遺体は今後も増えると見られ、親族探しや遺品処理などに追われる自治体の負担は大きいと北海道新聞は書いていました。

北海道新聞によると、小樽市では、昨年度に火葬した無縁遺体の件数は18件となっています。

無縁遺体は増えてきたのでしょうか。過去5年の遺体の数字をお示してください。

○（福祉保険）福祉総合相談室川本主幹

本市で過去5年、火葬を行った件数について御報告いたします。

令和元年度は11件、令和2年度は12件、令和3年度は16件、令和4年度は14件、令和5年度は18件となります。

○下兼委員

それでは、北海道新聞の記事なのですけれども、多くの場合、自治体は警察や病院から遺体の引取先が不明などと連絡を受けるとのことですが、連絡を受けてから最後の火葬、納骨まで、市の職員が携わる業務の内容をお聞かせください。また、遺品整理などまで携わるのでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室川本主幹

警察や医療機関から市に連絡を受けた場合、葬儀会社と連絡調整して火葬を行います。遺骨は一定期間、小樽市葬斎場で保管し、戸籍などの調査を行い、遺体の引取り手がない場合は万霊塔に埋葬いたします。また、遺品整理については携わっておりません。

○下兼委員

親族調査や葬儀社の手配、遺品の処理など、事務量は膨大だとも記事には書いてありました。

それでは、本市では無縁遺体に対応するマニュアルはありますか。ないのであれば、マニュアルはつくってお考えはありますか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室川本主幹

マニュアルは用意してございまして、それに伴って業務を遂行しております。

○下兼委員

令和4年度の小樽市の高齢者単身世帯は1万8,023名。老年人口の約4割にもなります。単身世帯が皆、孤独死や引取り手のない無縁遺体になるとは思いませんけれども、残念ながらこの先も無縁遺体が少しずつでも増えていくのではないかと思います。

困ったときの市役所、そんな言葉では、職員の業務がどんどん増えていってしまいます。関係団体や民間の事業者と連携してよい方法を見つけ、無縁遺体をどうぞ送ってさしあげてください。

◎高齢者の単身世帯と孤独死について

次に、高齢者の単身世帯と孤独死についてです。

先ほどの無縁遺体とも重なるのですが、高齢者の単身世帯が増えています。老年人口の4割にも達しています。

ひとり暮らしの高齢者は、若年層の一人暮らしにはない特有の問題を抱えるリスクがあります。そして、認知症の進行や孤独死などが心配されます。

さらに、認知症の問題は、脳への刺激が減ることで症状が進行するため、外出の機会が減ったり、他人とのコミュニケーションが乏しくなったりすると症状が悪化するリスクが上がると言われています。ひとり暮らしで他者との関わりが減ると認知症が進行し、地域のルールを守れない、近隣住民とトラブルを起こすといった事態が懸念されます。

そこでお聞きいたします。相談する家族や友人もなく、自分だけで困り事を抱えてしまう高齢者にはどのような支援が考えられますでしょうか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大口主幹

お困り事を抱える高齢者への支援につきましては、まずは、福祉総合相談室や地域包括支援センターなどに御相談いただきまして、福祉的な支援を必要とする方に対しては、必要な福祉制度の利用に向けた助言や手続の支援を行っております。

また、お困り事が具体化されていない場合、それから直接的に利用できる制度がないなど、すぐに解決につながらない場合でも、相談者の立場や思いを尊重し、寄り添いながら、困り事の解決に向けて一緒に考えていくなどの対応をしているところです。

高齢者に限定した話ではありませんが、お困り事を抱えた方に対応する相談窓口があることを市民の皆さんに知っていただき、困り事が生じた際に、相談にスムーズにつながるができるよう、本年度から重層的支援体制整備事業により、各分野の関係機関が連携して支援するための包括的な相談支援体制を強化しております。

また、福祉総合相談室でも、地域に出向き出張相談会を開催するなど、アウトリーチに向けた取組も実施しているところです。

○下兼委員

やはり少しでも話を聞いてもらえると、それだけでも地域とのつながりを探る一つではないかと思っております。

それでは、第7次小樽市総合計画の高齢者福祉の中で、地域包括ケアシステムの深化に向けた高齢者を地域で支える仕組みづくりの推進とあります。

やはり、地域で取り組むには町内会、老人クラブ、そして民生・児童委員の協力が不可欠だと思います。

本市では、地域と連携して、単身世帯の高齢者にはどのような取組を行っておりますか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

高齢者世帯への取組ということでございますが、現在、行っている取組としまして、小樽市老人クラブ連合会において実施しております友愛訪問というのがございます。こちらは独居高齢者などの自宅を訪問しまして、安否確認のほか、高齢者の方の話し相手になりまして、高齢者の孤独感を和らげるなどのことを目的とした活動を実施しているところであります。また、地区の民生・児童委員が自宅を訪問しまして、困り事がないかなどを聞く、ふれあい訪問などの活動を実施しております。

こういった高齢者世帯に寄り添った活動について、関係機関に御協力いただいております。また、このような活動を通じまして、関係機関とも情報を共有しまして連携を図っていくということでございます。

○下兼委員

ふれあい訪問も復活したということで、民生・児童委員の皆様方は大変だとは思いますが、地域のために頑張っていただきたいと思っております。

実は、私は、株式会社ダスキンのモップ交換の仕事をしておりまして、それも15年近くになるのです。私が始め

た頃はまだ元気だった方々も高齢になってきてまして、月に1度、訪問するのですが、インターホンを押しても出てこない、返事がない、電話をかけても出られないとなると、そこは不安になるのです。

それで、ヤクルトの販売士とか新聞配達をされている方とか、保険外交員の方などいっぱいいらっしゃると思うのですが、民間事業者との連携はどのように行われているのか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

民間事業者との連携の部分なのですが、今、委員がおっしゃられたような形になるのですが、小樽市高齢者地域見守りネットワークにおいて、高齢者宅を訪問する機会のある新聞販売店、郵便局、あと電気・ガス事業者、あとヤクルトの販売士とか、宅配の事業者、そのほかの交通事業者や小売店なども連携して、高齢者の異変などに気づいた際の連絡について、御協力をお願いするような形で連携を取っているところであります。

○下兼委員

やはり、そういうちょっとした気づきというのが大事だと思うのです。それを見逃さないように、皆でやっていきたいと思います。

周囲の人が、高齢者の体調や変化の進行に気づきにくくなり、放置すれば死に至るような危険な状態に陥ったとしても、緊急時の連絡手段がなく、必要な処置を施せないまま亡くなってしまうケースも少なくない。そして、独り暮らしの場合、発見が遅れてしまうということもやはり考えられます。

第9期小樽市高齢者保健福祉計画・小樽市介護保険事業計画が、今年3月に作成されました。市長は、全ての人が地域、暮らし、生きがいを共につくり高め合う地域共生社会の実現を目指し、地域包括ケアシステムの深化、推進に取り組んでいきたいとおっしゃっていました。

地域共生社会に尽きると思います。ぜひ、推進をよろしく願いいたします。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

自民党に移します。

○佐藤委員

◎フッ化物洗口剤について

8月30日に報道発表がありました本市における使用期限切れフッ化物洗口剤の使用の件についてお尋ねいたします。

最初に、本市でフッ化物洗口剤を希釈したうがい、いわゆるフッ化物洗口のモデル事業を始めた経緯、そして、目的をお聞かせください。

○（保健所）浮田主幹

虫歯の発生には個人や家庭の生活習慣が関係しますが、本市は子供の虫歯率が高い傾向にあり、個人や家庭環境によらない虫歯の予防の取組が必要と考えられていました。

フッ化物洗口は、保育施設など個人だけでなく集団にも応用することができ、高い虫歯予防効果と安全で費用も安価であるという優れた特性を有しているため、モデル事業としての導入を始めました。

モデル事業の目的は、フッ化物洗口実施の導入を支援することで、施設が独自に継続してフッ化物洗口を実施できるようにすることです。

○佐藤委員

今の答弁で、小樽市の子供たちの虫歯率が高いということが初めて分かりました。

続きまして、本市では、そのモデル事業を実施することになった保育所はどのように選考したのかをお聞かせください。

○（保健所）浮田主幹

保育所長会でモデル事業について説明し、協力を依頼しました。各保育所に持ち帰って検討していただき、実施可能な保育所について子育て支援課で選考していただきました。

○佐藤委員

所長会で依頼して各保育所で話し合いをしてということが分かりました。

子育て支援課で選考したとお聞きしたのですが、選考に当たっての基準とかというのがあったらお聞かせいただけますでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

本市の公立保育所でモデル事業を引き受けたのは令和4年度が初めてなのですが、保健所からの依頼を受けて、公立保育所は5か所ある中で、保育所の状況だったり、子供の人数とか保育士の数といったことで、参加できる場所はるかということをお各保育所に持ち帰っていただきました。その中で、実態に合わせて銭函保育所と手宮保育所だったらできるということだったので、その2か所ですは引き受けてみようということで始めたのが経過であります。

○佐藤委員

それでは、このモデル事業は、何歳の園児で、何名を対象として行ってきたのか、お聞かせください。

○（保健所）浮田主幹

モデル事業について、保護者の同意を得られた5歳の年長児を対象としました。

令和4年度は、銭函保育所の14名、手宮保育所の7名を対象として、令和5年度は、奥沢保育所の13名、赤岩保育所の8名、最上保育所の2名を対象に行いました。

○佐藤委員

令和4年度に市立の保育所でモデル事業を実施したとお聞きいたしましたが、その際に園児の保護者には事前説明というものはあったのか、お聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

保護者の方への事前説明につきましては、説明会などは実施しておりませんが、モデル事業実施に当たり、事前にフッ化物洗口を希望するか、希望しないかを御記入いただく同意書を配付いたしました。その同意書の用紙の中にフッ化物洗口の効果とか、実施方法についての説明文を記載いたしました。また、保護者から質問があった場合には、保育士が口頭で御説明したという例もございます。

○佐藤委員

それでは、このモデル事業を行って、本市ではどのようなデータから、どんな結果をつかんで、今後はどのような予定になっていくのかということをお聞かせください。

○（保健所）浮田主幹

このモデル事業の実施後のアンケートでは、保護者からは保育施設での継続希望の回答を得ました。

また、施設側からは、参加前は実施できるか不安があったけれども、参加してみてよかった。子供たちは上手に洗口できており、虫歯予防の大切さを感じているようであったなどの回答が得られました。参加した子供、保護者、施設関係者について、口腔の健康についての関心度が上がったと回答がありました。

このような結果を踏まえ、今後もフッ化物洗口を希望する保育所などに対して、導入支援を続けていく予定です。

○佐藤委員

今、お答えいただいたのは、私もダウンロードして今、手元にありますが、本市のホームページなどからも拾えるフッ化物洗口モデル事業結果報告書の内容から、答えていただいたということで間違いはないですか。

○（保健所）浮田主幹

今、委員のおっしゃったホームページなどからダウンロードできる内容からで間違いありません。

○佐藤委員

公立の保育所でこのモデル事業を実施する前に、保育士とか実施者を対象に研修などは行ったのか、お聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

令和4年度に銭函保育所と手宮保育所で、また、翌年の令和5年度に奥沢保育所、赤岩保育所、最上保育所でモデル事業を実施する前に、各保育所にて保健所担当主幹による保育士向けの説明会が行われました。

その際に、フッ化物洗口の取扱い方法や使用の方法について、フッ化物洗口実施マニュアルを基に説明を受けました。マニュアルにつきましては、各保育所に備え付けているものです。

○佐藤委員

マニュアルもあって各保育所に備え付けられていて、誰もが見やすいところにマニュアルがあったということです。

ちなみに、フッ化物洗口実施マニュアルというのは、どこが発行しているものなのか、分かったらお聞かせいただきたいのです。

○（こども未来）子育て支援課長

モデル事業をお引受けする際に、保健所から提供を受けたものです。

○佐藤委員

小樽市保健所が独自でつくっているマニュアルがあるということなのでしょうか。

○（保健所）浮田主幹

本市で行っているモデル事業に関しましては、北海道が発行しているガイドブックやマニュアルを参考にして作成しました。

○佐藤委員

先日、本市では、オラブリス洗口用顆粒11%を使用していたということをお聞きいたしました。

フッ化物洗口の薬剤の種類はたくさんありますが、どうしてこの薬剤を選んだのかという理由をお聞かせください。

○（保健所）浮田主幹

このオラブリス洗口用顆粒11%を選んだ理由は二つあります。

一つ目は、フッ化物洗口で使用可能な薬剤の中でもオラブリス洗口用顆粒11%が安価であるということ。

二つ目の理由については、フッ化物洗口を実施しない子供は、同じ時間帯に水で洗口を実施することになっているのですが、オラブリス洗口用顆粒11%は水に溶かすと無味無臭であることから、水で洗口をする子供も、フッ化物洗口液を使用して洗口する子供と同じように実施できるように配慮するためです。

○佐藤委員

それでは、このオラブリス洗口用顆粒11%の使用方法についてお聞かせください。

○（保健所）浮田主幹

オラブリス洗口用顆粒11%は水道水に溶解し、洗口液として調整して使用します。

今回のモデル事業では、オラブリス洗口用顆粒11% 1包1.5グラムを水道水167ミリリットルに溶解し、紙コップ

へ5ミリリットルずつ入れて子供へ配付し、洗口を行いました。この調整の方法によって、約20名が使用することができます。

○佐藤委員

これは保育士が1包をお水に溶いたりという作業が発生すると思うのですが、この作業は、保育士にとっての負担というものは考えられますでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

保育士が行うものですので、おっしゃるとおり保育士の負担にはなっていると考えております。

○佐藤委員

毎日ではないとしても、やはり4歳の子供は、黙って言うことを聞いて待っているというのは、なかなかあまりないような気がしますし、園児たちを見ながら薬剤を作っていくというのは非常に負担かと今、感じました。

では、オラブリス洗口用顆粒11%が入っている箱には劇薬という表示があります。

一般的に劇薬の取扱いは厳重に行われると思うのですが、本市ではどのように管理していたのかをお聞かせください。

○（保健所）浮田主幹

保健所における劇薬の取扱いですけれども、これに関しましては小樽市保健所毒物劇物及び毒薬劇薬危害防止規定に従い、鍵のかかる棚などに劇薬の表示をつけてほかのものと区別し、管理者を設定して管理しておりました。

○（こども未来）子育て支援課長

公立保育所でのフッ化物洗口剤が入った箱の管理につきましては、各保育所において鍵のかかる戸棚に保管して、使用の際には、使用状況が分かるように出納簿に使用量とか使用番号、残量、取扱者、基本的には所長になりますけれども、所長に代行して主任が行う場合もありましたが、そういった内容を記載して管理しておりました。

○佐藤委員

いずれも施錠のできる場所に保管していたということと、保健所の管理者は課長とか主任等になるのか、お聞かせください。

○（保健所）浮田主幹

保健所における管理者ですけれども、これは生活衛生課長と、管理補佐として試験検査グループの主幹になります。

○佐藤委員

そういたしましたら、保育所での管理者は所長という認識で間違いはないでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

保育所の管理者につきましては明確に設定はしていなかったのですが、実態としましては保育所施設を管理する所長が行っておりました。

○佐藤委員

管理者の設定は、子育て支援課からお願いとか、保健所からのお願いということはしていなかったのでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

保健所からお願いということはございませんでした。

○佐藤委員

私の認識が間違っていたら大変申し訳ないのですが、保育所によっては管理者が設定されているところと、特段、管理者が設定されていないところもあったということでしょうか。モデル事業をやっていた全ての保育所で管理者の設定はされていたのか、お聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

明確に管理規定などを設定していたものではないので、明記するといいますか、管理者について設定をきちんと行っていたというわけではなかったのですが、先ほども申し上げたとおり、実態としましては、保育所施設を管理する所長が鍵の管理とか、在庫の管理とかを行っておりました。

○佐藤委員

小さな病院とかであっても、劇薬の扱いというのは非常に丁重に行われておまして、大体、師長が鍵の管理とかをしていると思うのです。何月何日何時に、誰が、どのぐらい使ったかという詳細を記入したりして、それを必ず管理者である師長が毎日、確認するという業務を行っていると聞きます。管理をするということについて、本市では保育所には徹底していなかったという感じで受け取りました。

次に、本市の公立保育所では、物品の管理は各保育所に任せているのか、お聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

物品の管理につきましては、各保育所で行っております。

○佐藤委員

続きまして、薬品関係の管理はどうなっているのか、お聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

保育所に備え付けてありますガーゼや消毒液、ばんそうこうなど、そういった薬品関係の物品につきましては、各保育所で管理し、補充が必要な場合は各保育所で購入しております。

○佐藤委員

では、フッ化物洗口事業は数年前から全国的に行われております。

問題なくうまく進められている自治体が多い中で、本市では、なぜこのようなことが起きたのか、見解をお示しください。

○（こども未来）子育て支援課長

フッ化物洗口の実施手順につきましては、マニュアルに従いまして正しく実施しておりましたが、薬剤の使用期限というところについてマニュアルや出納簿に注意事項等の記載がなく、現場でフッ化物洗口を行う保育士にしっかり伝わっていなかったために、使用期限の確認がされなかったことが原因であると考えております。

○佐藤委員

先ほどお聞きしたのが、保健所で本市独自のマニュアルをおつくりになったとお聞きしたのですけれども、ほかの教育委員会のものとかを見たのですが、確かに使用期限について書いていないガイドブックとかマニュアルもあるのですけれども、やはり、劇薬を扱うという点で、本市ではそれを記載するという意向はなかったのか、お聞かせください。

○（保健所）浮田主幹

今回のマニュアルについては、佐藤委員のおっしゃっていることも、もっともかと思うのですが、北海道のガイドブックを参考にさせていただきまして、そこに使用期限という明記がありませんでしたので、そのまま小樽市のマニュアルとしても明記はしておりません。

○佐藤委員

先日、予算特別委員会で報道発表についてお聞きいたしました。該当保育所に在園していた現在小学校1年生の保護者に向けて、おわび及び経過文書を郵送し、体調不良の有無の確認が取れ次第、報道発表したという御答弁をいただきましたが、この件が判明した時点で、はっきりと公表日は決めていなかったのかをお聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

体調不良等の御連絡や御報告があるかないかについて、一定期間、確認する時間を経た上で公表すべきと考えて

おりましたので、判明した時点では、はっきりした公表日をいつにするということは決めておりませんでした。

○佐藤委員

確かに、ほかの市でも使用期限切れのフッ化物洗口をやっていたというニュースもありましたし、保健所で使用期限切れのフッ化物を塗布していたというニュースも、数年前からぼろぼろと私も目にしていたのですが、大体、判明した翌日には報道発表しているところが多いのです。

小樽市だけ1週間と長かったものですから、もし、私の子供が通っている保育所でそういうことがあったら、1週間というのは長いのではないかと思って、あまり誠実な感じを受けないのですけれども、そういった父兄の気持ちとか、何かそういうことは少しはお考えになっていただけなかったのかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

まずは、使用期限切れの薬剤を使ってしまった子供、そして、保護者の方たちへの御連絡を優先させていただきました。事態が判明した翌日には、事情等の全てを把握した原因と再発防止策も含めて、保護者の方たちへの御連絡を優先させました。

文書配付、郵送したものと併せて各保育所に貼り紙をいたしまして、こういった事態が起こってしまったということは、報道発表よりも前に、保育所に通われている保護者の方たちへ周知はしたところでございます。

○佐藤委員

それでは、再発防止の徹底に努める対策として、薬剤の出納簿に使用期限確認欄を設け、使用前の確認を徹底し、確認を複数で行うなどがありますが、この対策についてはどこが協議した対策方法なのかをお聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

再発防止策につきましては、子育て支援課の中で検討した方策であります。

○佐藤委員

実際に、この事業を行うのは保育士だと思うのです。そういった現場の声というのはお聞きにならずにおつくりになったのでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

もちろん現場の保育士の意見等も聞きましたが、まず、再発防止策について保護者の方たちへ御説明したりする部分につきましては、早急に発表しなければいけないということもありましたので、保育士と会議とかで話し合ったということではないのですが、今回、発表しております防止策だけで万全を期していると言えない部分もございますので、保育士の意見等を聞きながら、再発防止策につきましては今後も考えていきたいと思っております。

○佐藤委員

やはり、現場の声というのは大事なことだと思いますので、ぜひ、保育士の声を聞いてあげてほしいと思います。

あと、ほかの都市によっては、再発防止のために応急処置のマニュアルの見直しをしているというような自治体もあります。希釈をすると劇薬ではなくなるとはよく聞きますし、実際にそういうふうに使われていますが、やはり、小さな子供ですので誤飲もあるかもしれません。そういったところまで広げて再発防止を行っている自治体があるということだけでも、心に留めておいていただきたいと思っております。

それでは、今後、本市が公立保育所でこの事業を進めていく上でどのようなことが必要だとお考えなのかということをお示しくください。

○（こども未来）子育て支援課長

今後、公立保育所でフッ化物洗口の事業を進めていくに当たりましては、先ほど申し上げたとおり再発防止策の徹底とか、事業に携わる職員全員が共通の正しい知識と認識を持ってこの事業に当たること、加えて、保育士に負担のかからない方法で実施していくことが必要であると考えております。

今回の事案発生に当たりまして、御指摘いただいているように様々な課題があること、特に劇薬の使い方などで

現場の保育士に負担を強いていたことなどが分かりましたので、課題解決に向けて検討が必要であると考えております。

○佐藤委員

保健所として、本市全体でフッ化物洗口事業を進める上で、必要なことは何かという見解をお聞かせください。

○（保健所）浮田主幹

フッ化物洗口の安全性や有効性について今後も周知を継続し、薬剤の管理など適切なフッ化物洗口の実施についてのマニュアル等の見直しのほか、保育施設と認識の共有を図ることが必要と考えます。

○佐藤委員

インターネットでも、今、情報がどんどん自分から拾いにいけるというか、取りにいける時代ですので、新しい事業を始めるに当たっては、先行事例を調べるということは容易だと思うのです。この事業を継続していくのであれば、やはり、安全な取扱いと保育の現場の環境の整備というのは大事なことだと思いますので、ぜひ、今後は一切このようなことがないようにお願い申し上げます。

◎介護人材について

次に、介護人材についてお聞きいたします。

厚生労働省は、本年7月12日に、第9期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づく介護職員の必要数を公表いたしました。

北海道においても、介護サービスの需要は一層高まる中、介護人材の確保は喫緊の課題となっており、第9期北海道介護保険事業計画に基づき、介護人材確保を重点的に取り組むべく、課題に対して具体的な対策を打ち出しました。

北海道の介護職員数は、令和4年度は10万523人です。2年後の令和8年度の介護職員必要数は11万3,701人ですので1万3,178人が必要となります。令和22年度になりますと約13万人が必要であろうと公表しております。

この厚生労働省の発表を受けまして、本市の認識についてお聞かせください。

○（福祉保険）洪間主幹

高齢化が進む本市においても、高齢者を支えるための介護人材の不足に関しては重要な課題と認識しております。

○佐藤委員

それでは、市内における介護サービス事業を行っている事業者の件数及び介護職員の人数をお伺いします。

○（福祉保険）洪間主幹

市内介護サービス事業所数につきましては、いわゆるケアマネジャーの事業所、在宅介護サービス系、また入所系の全てを合わせますと、8月20日時点で289か所となります。介護職員の人数は把握しておりません。

○佐藤委員

人数は把握されていないということだったのですが、例えば事業者数は、今の小樽市では充足されているという状況なのか、お聞かせください。

○（福祉保険）洪間主幹

現在の事業所数と職員数については把握できていないのですが、こちらについて充足しているかということにつきまして、まず職員数につきましては、介護保険法で定められているとおり、保健所で事業所別の人員基準がございまして、ここを満たした上で事業を運営していることになるのです。ただし、これは本当に最低基準の人員配置であって、いわゆる人員配置に余裕がない状況ということになりますので、ライフ・ワーク・バランスや職員が心身に余裕を持って働けるようにするためには、各事業所において、実際には基準よりも人員を増やす対応が必要であるということが現状になっております。

実際に、本市独自で行った介護事業所への介護人材確保に関するアンケートというのを行ったのですが、

この中で45%の事業所が人員が不足していると回答していることから、職員数については充足しているとは考えられません。

加えてお伝えしますと、不足している職員は種別専門職なのですけれども、不足しているもので最も多いのは、全国と同じで介護職員で、次いで、ケアマネジャーであったことから、これらの職員を配置する事業所の人員配置が非常に厳しい状況にあります。

事業所数については、289か所とお伝えしたのですが、数はあっても人員が不足しているため、利用者の受入人数を制限している事業所もあるとお聞きしておりますので、事業所におけるサービスの提供状況といたしましても充足しているとは言えない状況と考えております。

○佐藤委員

やはり、介護職についてもお辞めになる方とかも聞きますし、ハローワークに行っても介護職の求人が本当に多いとよく目にします。

今も言いましたけれども、介護士の離職率が高いというイメージは私も少し持っていましたし、それから、お持ちの方も多くいらっしゃると思います。介護職の離職率は、全国的に見ると平成19年は21%を超えていたのですけれども、ピークは緩やかに下がっており令和5年では13%と、全産業の離職率よりも低い状況に変わってきております。

随分と改善されているのかとお見受けするのですが、本市の介護職員の離職率についてお分かりになればお聞かせください。

○（福祉保険）洪間主幹

本市、介護職員の離職率は把握しておりません。

○佐藤委員

それでは、離職の原因はどのような理由になるのか、本市としての見解をお示しください。

○（福祉保険）洪間主幹

離職の原因についてどのような理由があるかということなのですが、介護事業所の方に直接お聞きする機会があって確認したところ、最も多い離職の理由につきましては、職場の人間関係となっておりまして、次いで、休みが取りづらい、また、心身ともに負担が大きというものが挙げられております。

これらを考えますと、やはり、働きやすい職場づくりが必要であり、そのためにも介護人材の確保が必要であるとと考えております。

○佐藤委員

本市では、2年後の介護職員の必要数は何人になるであろうとお考えでしょうか。

○（福祉保険）洪間主幹

必要な介護職員の人数をお伝えすることはできないのですが、高齢者人口の推移でお示ししますと、65歳以上の人口は、2年後の令和8年には現在より減少するのですが要介護認定数は現状より増加する推計となっていることから、現状より多くの介護職員が必要になるということで予測しております。

○佐藤委員

先ほどの答弁にもございましたけれども、やはり他都市と比べまして、高齢化率が非常に高い本市におきましては、介護職員の確保は本当に重要な課題の一つと私も考えております。

北海道として、介護人材の安定的な確保が喫緊の課題と捉え、対応策を計画しております。小樽市としても計画が必要と思われるのですが、いかがでしょうか。

○（福祉保険）洪間主幹

計画につきましては、本市においても第9期小樽市介護保険事業計画がございまして、その中で介護人材確保につ

いての取組を推進することとしております。

○佐藤委員

第9期小樽市介護保険事業計画を見ましたところ、非常に細かくしっかりとした計画を立てていると思ひまして、2年後まで計画をきちんと綿密に立てられています。厚生労働省が、2年後に介護職員がこれだけ必要だという人数を出されていますので、これを機に小樽市でも少し調べてみたりすると、より一層この計画が実効性の高いものになるのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

○（福祉保険）洪間主幹

介護人員の推計ということなのですが、実は、福祉保険部が所管している事業所が地域密着型といひまして、289か所のうち八十数か所ということになっており、ここの部分については人員の確認はできていると思ひています。

残りの200か所というのが指定の範囲外なので、アンケート調査をしても全数が返ってくるのが若干、難しい状況もありますので、例えば、地域密着型の中で人員の過不足というのを見て何か考えていくということはあるかと思ひておりますので、その辺りは対策とともにどうするかというのを考えていきたいと思ひております。

○佐藤委員

北海道が計画している介護人材の確保、介護人材の定着、介護分野の職場環境改善の促進の三つの施策において、本市ではどのように行っていくのでしょうか、お聞かせください。

○（福祉保険）洪間主幹

本市における介護人材確保施策につきましては、先ほどお伝えした第9期小樽市介護保険事業計画にも記載しているのですが、介護の仕事の魅力発信であるとか、外国人を含めた介護人材の確保、定着、育成に関して取り組むこととしております。

ただ、いずれにおいても、施策を検討する際には現場のニーズを把握して、それを反映したものであるということが非常に大切だと考えておりますので、今般、実施したアンケート内容もあるのですが、今後も現場の声を聞きながら進めていきたいと考えております。

○佐藤委員

それでは、具体的にいつぐらいまでに行う予定なのかをお聞かせください。

○（福祉保険）洪間主幹

第9期小樽市介護保険事業計画の中で取り組むということで記載しておりますので、令和6年度から令和8年度までの中でしっかり取り組んでいきたいと考えております。

○佐藤委員

高齢者の方にとりまして、介護職員が足りなくて十分なサービスが受けられないとなると、やはり不安で明日につながるというか、気持ちが弱くなってしまふような気がいたします。長く小樽市に住んでいてよかったです、地方に行かないでよかったですと思われるような、まちづくりというものを私も目指しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時16分

再開 午後2時40分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。
みらいに移します。

○中村（岩雄）委員

◎HPVワクチンについて

まず、HPVワクチンのキャッチアップ接種についてお尋ねしていきます。

これまで3年間続いてきましたキャッチアップ接種ですが、来年3月末で終了いたします。令和6年第2回定例会の代表質問でも取り上げさせていただきましたけれども、3回のワクチン接種の完了まで、標準では6か月必要であるということ。そして、無料接種が終わる来年3月から逆算しますと、一般的には今月中に初回接種を始めなければならないということになります。ただし、場合によっては、11月末までに接種を開始すると、来年3月までに3回接種して間に合うといった特例があるということ。

厚生労働省の特例も少し分かりづらい制度となっておりますが、キャッチアップ接種の初回接種の時期について、10月から11月にかけて、特例としてまだ間に合うのだということを知ってお考えはありますでしょうか、この辺をお聞かせいただきたいと思います。

○（保健所）保健総務課長

15歳以上の方が9価ワクチンを選択した場合で説明させていただきますと、標準的な間隔で3回接種しますと6か月かかりますので、キャッチアップ接種期限内で無料接種を行うためには、委員のおっしゃるとおり第1回目の接種は9月中までということになるのですが、医師の判断によりまして、3回接種までの期間を4か月に短縮することもできます。本年11月までに第1回目を受けた場合であっても、期限内に3回を終えるという場合もあります。

ただし、あくまでも医師の判断により可能となる例外的なものであるということや、2回目、3回目の接種のタイミングで、例えば、御本人の体調不良等の理由で接種が延期になりますと、期限内に3回終わりませんので、市としては、できるだけ9月中に初回接種をしていただきたいというスタンスは変わっておりません。

なお、初回接種が11月でも間に合う場合があるということは、8月末に勧奨はがきを送付しておりますが、この中にも記載しているところであります。

○中村（岩雄）委員

お聞きしておりました勧奨はがきに、そういう記載があるということですが、どんなふうな記載になっているか、分かりますか。

○（保健所）保健総務課長

今、手元に資料がありませんので、後ほどお示ししたいと思います。

○中村（岩雄）委員

先ほどの例外的にというものですけれども、確認しましたら、妊娠中であるとか、それから仕事とか、海外渡航で9月中に打てなかったという方々には、特例的に11月末までに接種してくださいということ、それでもぎりぎり間に合うという事例をお聞きいたしました。少し分かりづらいです。今のところ周知する考えというのは、特段、持ち合わせていないということです。

次に、キャッチアップ接種が終わった後も小学校6年生から高校1年生相当の女性を対象にした定期接種は今後も続いていきます。

定期接種の実施率について伺いたいと思います。過去3年程度、分かる範囲で結構なのですが、本市と全国の実施率を比較して示していただきたいと思います。

○（保健所）保健総務課長

国が集計しておりますHPVワクチンの実施状況によりますと、定期接種における第1回接種分に関する実施率ということになります。国は、令和3年度は37.4%、令和4年度は42.2%、令和5年度は62.1%となっております。

本市は、令和3年度は19.9%、令和4年度は29.3%、令和5年度は39.9%となっております。

○中村（岩雄）委員

全国と比較しても、本市の実施率というのは、まだ低迷しているのかと思います。

令和6年第2回定例会でこの辺も触れさせていただいたはずなのですが、例えば、海外の先進国などですが、接種率が70%、80%という国がたくさんあります。それらと比較しますと、まだ日本自体が低い状況で、なおかつ本市の状況ということなのです。

毎年の定期接種の対象者の方々への周知方法はどのようになっているのでしょうか。案内文書を送られていると思うのですが、その内容と発送時期をお聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

定期接種対象者への案内につきましては、積極的勧奨を差し控えておりました令和2年度までは小学校6年生のみに案内文書を送付しておりましたが、令和3年度は小学校6年生と高校1年生の二つの学年へ送っております。

また、積極的勧奨を再開した令和4年度と、9価ワクチンが定期接種の追加となりました令和5年度の2年間は、強く周知を図るため、対象である全学年へ制度の案内をお送りしております。

そして、本年度は、定期接種の始まりと終わりとなります小学校6年生と高校1年生を対象に案内文書を送っております。

なお、接種に必要な予診票につきましては、毎年度の小学校6年生の案内文書に同封しておりますが、積極的勧奨を再開しました令和4年度は、全ての学年に対して予診票を送り直しております。

発送時期は、いずれも年度当初ということになっております。

○中村（岩雄）委員

これまで年に1回、年度当初に発送してきたということですが、何回かやっている中で実施率がなかなか上がってこないということなのです。

実施率を上げていく方策をぜひ、考えていただけないかと思うのですが、今時点で、保健所として今後に向けて何か考えていることというのはないでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

実施率向上ということですが、当然ですが、最も重要なことは制度を周知していただいて、ワクチンの効果とリスクを分かっていた上で判断していただくということが、保健所としては重要であると考えています。

実施率を劇的に向上させるような即効性のある対策というのは、なかなか難しく見つからないのですが、対象者に対して個別の周知というのを毎年継続していくほか、SNSなども活用しまして、随時、効果的な周知方法を行うように検討していきたいと考えています。

○中村（岩雄）委員

キャッチアップ接種もそうだったので、小樽市医師会の働きが結構大きいのではないかと思います。

定期接種に関しても、やはり、きちんと医師なども意見交換というか、相談されて、いい手だてを見いだしていただけないかと思うのです。小樽市医師会との接触をお願いしておきたいと思います。

◎新型コロナワクチンの定期接種について

次に、新型コロナワクチンの定期接種について。

新型コロナワクチンの定期接種が今年10月から始まりますけれども、今定例会で、みらいの代表質問でもお聞き

したわけですが、まず、接種期間、対象者、自己負担額について改めてお聞きしたいと思います。

○（保健所）保健総務課長

新型コロナワクチンの定期接種でございますが、実施期間は本年10月1日から来年3月31日までの間、対象者は本市に住民登録があり、接種日に65歳以上の方、または60歳から64歳までの一定の基礎疾患を有する方となっております。実施期間と対象者は、例年、行っております高齢者等インフルエンザワクチン定期接種と同一となっております。

そして、自己負担額でございますが3,300円と設定しております。ただ、市民税非課税世帯と生活保護受給世帯は無料となっております。

○中村（岩雄）委員

この後は、インフルエンザワクチンと大体、同じような感じで進んでいくと思ってよいとのことですが、

それから、新型コロナワクチンの種類なのですけれども、過去に、このことについては触れさせていただいてきましたが、今まで接種するワクチンについては、ワクチンのメーカーや数量が時期によって国から配分されて、小樽市に割り当てられてきたと理解しております。

定期接種になりますとこの辺がどうなるのか、どう変わるのかをお聞きしたいということが一つと、ワクチンのメーカーはどのような会社があって、小樽市ではどのメーカーのワクチンになるのか、この辺をお聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

本年度の定期接種に用いるワクチンは、厚生労働省の薬事承認を受けましたファイザー株式会社、モデルナ・ジャパン株式会社、第一三共株式会社、武田薬品工業株式会社、Meiji Seika ファルマ株式会社の5社が製造したものとなります。

そして、今年度の新型コロナワクチン接種の実施医療機関は、市内に50か所の医療機関がございますが、ワクチンの種類はそれぞれの医療機関が選定するというようになっております。

○中村（岩雄）委員

それぞれの医療機関が選定するという事なのですけれども、たしか厚生労働省からの通知では、変わる場合もあるかもしれませんが、1回打ったワクチンの種類をそのまま続けられるほうがよいというような内容のことを聞いたことがあるのです。

新型コロナワクチンについて、65歳以上で新たに定期接種になるわけですが、これまで打ってきたワクチンと同じワクチンを打つようにしたほうがいいのか、かかりつけの医師だか何かの判断で、その辺が決まってくるのでしょうか。何か情報はありますか。

○（保健所）保健総務課長

これからの定期接種は年に1回だけ打つということになりますが、過去に打ったワクチンのメーカーといいますが、同一種類が望ましいという通知などは確認しておりませんので、基本的にそういう制限はないと考えております。

○中村（岩雄）委員

今まで新型コロナワクチンの接種のタイミングでは、対象となる方に封筒で接種券が送られていたと思うのですが、それを見ながら、もらった人は、ワクチンを打とうかどうか、それぞれ皆さんで考えていたと思うのですが、今後は、インフルエンザワクチンと同じように接種券は送られてこないということで、自分で病院に申し出てワクチンを打ってもらうということだと思うのです。

これは、小樽市に限らず全国的に同じ取扱いになるのかと思うのですが、新型コロナワクチンの定期接種に関する周知について、保健所ではどのようなことをお考えなのか、今後の予定などを含め、お聞きしたいと思います。

○（保健所）保健総務課長

毎年のインフルエンザもそうなのですが、基本的に対象者というのが御高齢の方が多いと認識しています。市のホームページやSNSといったものも、もちろん活用していくのですが、この場合は、広報おたるとか町内会への回覧板という紙ベースでの周知方法も効果が高いのかと思っています。

こういったものも活用しながら、また、今後、市長の定例記者会見なども通じまして、新聞などを含めたマスコミにより情報発信してお知らせしていければと思っています。

○中村（岩雄）委員

周知方も、しっかり頑張っていたきたいと思います。

◎がん検診について

次に、小樽市健康増進・自殺対策計画を令和6年3月に策定されましたが、その中で、がん検診の現状の受診率はどうなっておりますか、お知らせください。

○（保健所）健康増進課長

がん検診の受診率についての御質問ですが、令和3年度に小樽市民を対象にアンケート調査を実施した結果でお答えいたしますと、胃がんが26.1%、肺がんが43.3%、大腸がんが27.3%、子宮頸がんが27.8%、乳がんが25.2%となっております。

○中村（岩雄）委員

小樽市健康増進・自殺対策計画では、がん検診の目標値を掲げていると思いますけれども、これをお聞かせください。

○（保健所）健康増進課長

小樽市健康増進・自殺対策計画では、令和10年度における受診率を目標値としておりますけれども、胃がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんはそれぞれ40%、肺がんが60%と定めております。

○中村（岩雄）委員

目標値まではまだあるかという感じがしておりますが、小樽市では、がん検診受診率向上のためにどのような取組をしておりますか、お示しください。

○（保健所）健康増進課長

多くの市民の方のがん検診を受診していただけるよう、医療機関や公益財団法人北海道対がん協会と連携、協力の上、地域のけんしん、バスツアーけんしん、セットけんしん、日曜けんしんなど、各種の健診メニューを取りそろえるとともに、これらの健診の日時や場所、予約方法などを記載した小樽のけんしんまるわかりブックを年度当初に新聞折り込みにより配布しております。

また、子宮頸がん検診の受診率向上のために、今年度20歳になる方を対象に、通常1,300円かかる自己負担が無料になるクーポンを、また、乳がん検診の受診率向上のため、40歳になる方を対象に、通常1,000円かかる自己負担が無料になるクーポンを配布しております。

○中村（岩雄）委員

新たな施策もありますので、ぜひ受診率向上のために、さらに御努力をお願いしたいと思います。

今年12月2日に、保健所がウイングベイ小樽に移転するということですが、移転することによって、がん検診の受診率向上のために、何か保健所として新たに考えていることというのはないのでしょうか。もしありましたら、お聞かせください。

○（保健所）健康増進課長

このたびの移転を機に、新しい庁舎において、市民を対象としたがん検診に関する講演会などを企画するとともに、ウイングベイ小樽内に健診会場を設け、特定健診と五つのがん検診を行うことができないか、関係機関と検討、

調整を続けているところであります。

○中村（岩雄）委員

心機一転、向こうへ行っても、引き続き頑張っていたきたいと思います。

◎看護師確保対策について

次に、これまで小樽市や関係機関で協議を続けてまいりました新たな看護学校の設置に向けた検討が終了いたしました。今年度から小樽市看護職員確保対策協議会が設置されたわけですが、小樽市の人口が減少する中、医療需要は、今後しばらく減少しないとの見込みもあります。市内医療機関では、将来的に看護職員の不足ということが予想されております。こうしたことを背景にして考えますと、私たちがこのまちで長く健康に暮らしていくためには、やはり小樽市看護職員確保対策協議会の役割は大変重要なものになっていくと思います。

そこでお聞きいたしますけれども、小樽市看護職員確保対策協議会は、いつ設置され、そして、どのようなメンバーで構成されていますか、お聞かせください。

○（保健所）渡邊主幹

小樽市看護職員確保対策協議会は本年5月に設置されました。

構成メンバーは、市のほか、小樽市医師会、北海道看護協会小樽支部、小樽公共職業安定所、小樽市立高等看護学院となっております。

なお、第1回の協議会は5月29日に開催されました。

○中村（岩雄）委員

今お聞きしますと、様々な立場の機関によって構成されているということがよく分かりました。

それぞれの構成団体によって、お考えや立場は異なると思いますが、そこをまとめていく中心となる考え方が必要なのだろうと思います。

このメンバーで、どのようなことを目標にして対策を考えていくのでしょうか、この辺をお聞かせください。

○（保健所）渡邊主幹

看護職員確保対策としましては、三つの柱を中心に考えております。新卒者の確保、既卒者の掘り起こし、現任者の離職防止を柱として、それぞれ短期、中期、長期の実効性ある対策を考えていくところでございます。

○中村（岩雄）委員

続けてお聞きしますけれども、直近での協議会はいつ開催されましたか。

また、今後の協議会の開催予定をお聞かせください。

○（保健所）渡邊主幹

直近では、第2回の協議会を8月29日に開催いたしました。

開催時期でございますが、年4回程度を予定しております。

○中村（岩雄）委員

小樽市看護職員確保対策協議会は今年度に設置されたばかりですが、今の私たち小樽市民を取り巻く状況は、人口減少、少子高齢化など、看護職員確保にとっては、困難な状況とも考えられることから、有効な対策を協議会でぜひ検討していただいて実施してもらいたいと思います。

今後については、経過について注視していきたいと思いますが、また質疑する機会もあると思いますので、よろしく願いいたします。

◎不妊治療・不妊検査について

次に、不妊検査についてお尋ねいたします。

この項目も令和6年第2回定例会で取り上げましたけれども、不妊検査に係る費用への助成について質問させていただきました。本年10月から実施される先進不妊治療費等助成事業の助成対象は、妻の年齢が43歳未満となつて

おります。一方で、本市で実施している不妊検査助成事業の対象年齢要件というのは、検査開始日において妻の年齢が40歳未満となっていることから、先進不妊治療費の助成と同様に43歳未満までにすることについて検討する旨の御答弁をいただいておりますけれども、このことについて、現時点までの進捗などがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○（こども未来）こども家庭課長

不妊検査助成事業の助成対象となる年齢要件については、不妊治療に係る保険診療の年齢要件が43歳未満となっていることや、本年10月から申請受付が始まる先進不妊治療費等助成事業も同様の要件であるということ、不妊検査から不妊治療まで一貫の流れがあるということを踏まえまして、先進不妊治療費等助成事業の申請受付開始に合わせて、本年10月から不妊検査助成事業助成対象となる妻の年齢要件を43歳未満に拡大する予定でございます。

○中村（岩雄）委員

年齢要件を拡大するとあったわけですが、これは対象となる人数は少ないのかもしれませんが、やはりよく知っていただくということが非常に大事なのだと思うものですから、周知方法をさらに充実していただきたいとか、可能な限りのいろいろな媒体、いろいろなものを使って周知していただきたいと思うのですが、その辺のお考えを少し聞かせてください。

○（こども未来）こども家庭課長

周知については、広報おたるやホームページへの掲載のほか、市内外の産科などのある医療機関へチラシを配布するなどの周知を行ってまいりたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

◎町内会活動について

次に、町内会活動について質問いたしたいと思います。

まず、市内の町内会の現況については、以前から役員の成り手不足をはじめ多くの課題があります。今後の運営が懸念される町内会も少なくない状況が見られておりますので、私も、昨年度から、町内会の現状や課題解決の方法についていろいろ質問してまいりました。それらの中では、令和6年度から既に対応されているものもあるかと思っておりますので、現時点で効果が見られたものなどの確認も含めて、何点かお聞きしていきたいと思っております。

まず、小樽市のホームページへの町内会活動の掲載については、令和6年度から掲載が始まっているようで、前回の定例会では、市ではもっと掲載の数を増やしていきたいとのことでした。その進捗はいかがでしょう。

○（生活環境）角澤主幹

市のホームページへの町内会活動の掲載については令和6年度から本格実施してございますけれども、前回の定例会で委員から質問いただきました際は、まだ4町内会で、終了したイベントのみの掲載にとどまっている状況でございました。その後は、終了したイベントだけではなくて、今後、行うイベントも情報発信できるように、別々のカテゴリーを設けて発信できるようにいたしまして、各町内会には、改めてそのことを小樽市総連合町会事務局から周知してもらったという形で進めております。

○中村（岩雄）委員

かなり進展していると思います。

次に、町内会の回覧板で発信される情報について、市からの回覧物も大変多いわけですが、それを後から閲覧できるようにホームページに掲載すれば、市民にとっても便利ではないかという質問をさせていただきました。

これは最近、掲載が始まったようなのですが、市民の方などから何か反応はありますでしょうか、この辺をお聞かせください。

○（生活環境）角澤主幹

市からの回覧物をホームページに掲載することについては、委員から以前に御質問いただいております、実際

に8月上旬から掲載を始めてございます。まだ1か月ほどしか経過してございませんので、特に市民からの声というものは寄せられておりませんが、役立てていただいている方はいらっしゃるのではないかと考えております。

○中村（岩雄）委員

これからいろいろ反応が出てくるのではないかと思いますけれども、なかなか町内会単独ではホームページを持つことは難しい状況だと思いますし、そういう意味でも、市のホームページからの積極的な発信はいろいろと効果があるかと思いますが、引き続き頑張ってくださいと思います。

次に、令和6年度から総連合町会補助金の中に新たに盛り込まれました、各町内会が行う事業への支援についてであります。

まず、スマホ教室の開催分についてですが、現時点で何町内会が実施されましたでしょうか。また、今後も何町内会か実施すると思うのですが、年間で何回程度実施する予定なのでしょうか、お聞かせください。

○（生活環境）角澤主幹

総連合町会で行う町内会単位のスマホ教室の開催状況でございますけれども、先日、総連合町会事務局に確認いたしました。9月9日時点の報告をいただきました。8月末までということでの報告でしたけれども、この時点では、7町内会で7回実施されていたという経緯がございます。9月以降についても、現時点で13回ほどの予定が入っているということで、年間で全部で20回ほどの開催予定であるということでございます。

○中村（岩雄）委員

次に、防災活動やひとりの不幸もみのがさない住みよいまちづくり全道運動への支援については、現時点で何町内会からの申請がありましたか。

○（生活環境）角澤主幹

こちらについても、8月末時点の状況ということで総連合町会事務局に確認いたしましたところ、防災活動分については現在8町内会から、住みよいまちづくり全道運動への申請については10町内会から提出されているという報告を受けております。

○中村（岩雄）委員

こうした状況の中で、市では、どの程度の効果があると現時点では分析しておりますか、お聞かせください。

○（生活環境）角澤主幹

これらの事業については、まず、スマホ教室については、操作方法をはじめ役員会などでの活用など、町内会活動のデジタル化を視野に実施しておりまして、こういったことが町内会で実施されることによって、その下地ができつつあるのではないかと考えているところです。

また、防災活動などといったものについては、特に防災面において、防災意識の向上や地域が一体となって行う避難行動など、万が一のことに備えられる取組というものにつながっていくものと考えてございます。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員退室）

○委員長

公明党に移します。

○橋本委員

◎リチウムイオン電池等の回収について

最初に、リチウムイオン電池等の収集に関して御質問いたします。

8月20日付で、市のホームページにリチウムイオン電池などの充電機は適切な分別をとということで、火災防止を呼びかけた記事が掲載されております。この内容を御説明いただいて、また、このような同様の内容の啓発などがこれまでホームページなどであれば、併せてお示しください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

8月20日にホームページを作りまして啓発したものは、リチウムイオン電池は破損、変形により、発熱、発火による危険性があり、ごみ収集車やごみ処理施設での発火事故が起きないように、適切な分別について周知、啓発するために、新しくホームページを追加いたしました。

今までもホームページ等で周知している経過ですが、まず、ホームページは2020年10月に「小型充電式電池による火災にご注意！」というのと、今回の「火災防止！リチウムイオン電池などの充電機は適切な分別を!!」というのと、生活安全課で発行しているくらしのニュースの記事として、2019年12月、2021年12月、2023年12月に掲載してもらいました。そのほかに、町内会にA4のチラシを2023年5月に配布いたしました。

広報おたるでは2021年4月、2023年6月、2024年2月に載せてもらっております。また、戸籍住民課前のコミュニケーションは2021年8月、2024年8月に載せてもらいました。小樽フラッシュニュースが2023年6月、FMおたるで2023年6月、2024年2月、2024年5月に載せてもらいました。あと、本館正面玄関にある消防本部のデジタルサイネージに2024年8月、このほかに広報でやっていますエクス、フェイスブック、インスタグラム、LINEに2024年4月から4回ほど載せてもらいました。

○橋本委員

先日、私も、フェイスブックで確認して一応シェアもさせていただいたのですが、幾度も重ねて周知していただいているということが確認できてよかったと思います。

記事には、2024年7月11日付で北しりべし廃棄物処理広域連合提供の写真も掲載されておまして、その内容を見ますと、充電機を使用した小型家電がすごく多種多様にあるということが確認できました。

リチウムイオン電池等は、外部から強い衝撃があると発火するおそれがあるということでしたけれども、発火が発生した場合の収集の影響について御説明ください。

○（生活環境）清掃事業所長

昨年、電子タバコの破裂による火災が1件発生しております。幸い、人員や車両に損害はありませんでしたが、もしそういうことになったら、消火及び現場検証等で以後の収集ができなくなったり、さらに車両等に損害が発生するなどの状況によっては、その後の収集に支障を来すことが考えられます。

○橋本委員

今、収集に関してお話しいただきましたけれども、本市のリチウムイオン電池を使用した小型家電の収集方法も御説明いただけますでしょうか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

リチウムイオン電池を使っている電化製品については、まず電池が取り外せるものは取り外していただいて電池を絶縁し、缶等を収集する日に、電池だけを入れた半透明の袋を作っていただいて出していただくことになっております。

あと、電子タバコやスマートフォン、ハンディーファンなど電池が取り外せない一体型の小型家電については無理に外すと火災の原因になりますので、ごみ減量推進課、清掃事業所、銭函・塩谷・駅前のサービスセンターの市内5か所に小型家電の回収ボックスを置いているのですが、その上に置いている缶に電池が取り外せない小型家電を入れるようになっております。あと、市内の消防署、支署、出張所及び支所に御持参いただいて出していただくことになっております。

○橋本委員

市内に5か所、そして消防署などで回収しているということが分かりましたが、市内の家電量販店などでも、回収ボックスなどを設置している店舗などが見受けられるのですけれども、これについて市で把握している店舗などはありますでしょうか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

市のホームページの小型家電リサイクルというページがあるのですが、それにもリチウムイオン電池を使っているバッテリー等の出し方について記載している中で、電池が普通に取り外せるものは、一般社団法人JBR C協力店が回収しておりまして、市内に6か所あります。一応リンクが貼り付けてありますので、詳しくはそれを見てほしいのですが、あと、市内に2店舗あります家電量販店についても回収を行っておりますが、回収については有料等になる場合もありますので、品目や料金、引取りの詳細について、店舗に電話で確認して出していただければと思います。

○橋本委員

今回、ちょうど8月20日付でホームページでも出ていて、フェイスブックでも確認しましたがけれども、ここ数年、昨年も大変猛暑でしたけれども、ハンディーファンなどをよく使っている方を見かけます。最近は大変に安価な充電できる小型家電が多く、100均などでも買えるような物も非常に多くて、ごみになりやすい傾向があるのか、あと、今、電子タバコを使われている方も非常に多いと思います。

私は、北しりべし広域クリーンセンターを視察させていただく機会があつて、そこでは、手で選別作業されている方がたくさんいらっしゃることも含めて、けがや事故につなげないということが何よりも大事なことであろうかと思っています。

その辺の事故防止のために、幾重にもこれまで丁寧にやっていたという御答弁いただきましたけれども、例えば、札幌市などでは、同様のホームページの内容で、実際に燃えて溶けてしまったデジタルカメラの写真とか、事故の起きた現場写真なども併せて載っていたりします。また、市の家電量販店の情報も一緒に見られたのですけれども、これは小型家電リサイクルのページで見られているということで確認できたので、そのような丁寧な周知というの、今後していただけたらと思います。

最後に、市内の小型家電回収ボックス、消防署などに直接持ち込まれるリチウムイオン電池の数もし分かればお示しいただきたいのと、リチウムイオン電池を取り外せない小型家電を、取り外したリチウムイオン電池と一緒に資源ごみとして地域のごみと一緒にできる可能性というのはないのかということをお説明いただけますでしょうか。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

リチウムイオン電池の数ですが、一応、重量でお答えさせていただこうと思うのですが、北しりべし広域クリーンセンターに確認したところ、令和4年度が約143キログラム、令和5年度が約216キログラムとなっております。

○（生活環境）清掃事業所長

現在、電池は、先ほどから出ていますとおり、資源物の缶等を収集する日に、収集の現場では収集車の横に箱を置いて、その中に電池を収集しております。

リチウムイオン電池が外せない製品という中には、コードレス掃除機など大きな物も想定されまして、それらが入るような大きさはないものですから、安全に運搬できないということがネックとなって、現状では、取り外せないリチウムイオン電池の製品を収集できていない状況であります。

○橋本委員

サイズが大きい物もあるということで、1回の収集で済まなくなってしまうということで、現状ではできないということでしたけれども、ここは、市民がしっかりと分別することが肝腎なわけで、事故につながらないように、こ

れからもしっかりと周知していただけたらと思います。

◎町内会支援について

次に、町内会の支援について御質問させていただきます。

これまで、町内会の支援などについて幾重にも、各定例会、各議員から御質問があり、本日も中村岩雄委員からもありましたけれども、重ねて同じような質問もあるかもしれません。

昨年、町内会のアンケートも行われ、82.4%の回答率からも、多くの町内会が課題を抱えているということがうかがえます。アンケートの結果に関しては、過去に御答弁があったのも確認しているのですが、私も地元の町内会に関わりながら、実際に役員の成り手不足、役員の高齢化、また、イベントなどの参加者の減少などをとて実感しておりますので、アンケートを基に幾つか私なりに少し質問させていただきたいと思います。

まず、問8の町内会運営の財源では、町内会費のほかに補助金が多く占められているのが分かります。市からの補助金の内容について御説明ください。

○（生活環境）角澤主幹

まず、市で町内会に補助しているものという形でございますけれども、市から総連合町会へ、総連合会町会から各町内会へ世帯に応じた額の運営費を補助しているものがございます。このほか、町内会館の建設の助成ということで、町内会館を持っている町内会に限りますけれども、町内会館を改修したり改築したりする際の助成、あとは、他部局の取組になりますが、街路灯の管理や設置に対する補助とか、町内会がごみ箱を設置する場合などの補助がございまして。

○橋本委員

次に、問11、町内会長として負担と感じているもので一番多かった回答が、市への会議や各種行事等への参加が41%で、学校や各種団体主催の会議や活動への参加が32%と出ています。会長職ともなりますと、対外的な仕事もやはり多いというのがうかがえまして、さらに、これは回覧板で回すようなものだと思うのですが、行政や団体からの情報伝達が35%とありました。

また、問14、会員に対する活動や行事の周知の方法で、一番多いのは、現在では回覧板であるということも分かりましたし、問18で回覧板をまとめている方という質問には、半数が会長がやっているとも数字に出て確認できました。

市で行う会議とはどのようなもので、また、会長などが参加する会議はどのようなものがあって、回数なども分かればお示しください。

また、回覧板等の情報伝達に負担を感じているというのも数字として出ていますが、これに関しては、今どのようにお考えか、お示しください。

○（生活環境）角澤主幹

まず、町内会の役員の方々が参加する会議の部分でございまして、生活環境部で行っております町会長と市との定例連絡会議というのが年2回ほどございます。このほか、町内会活動は、やはり市民生活に直結することが多いので、役員の方によっては、いろいろな委員を引き受けているという方がいらっしゃいます。市の中でも、いろいろな部局からの委員への就任依頼とかが見受けられまして、どこの部局でどれだけという数は今押さえてございませぬが、多く引き受けているという状況がございまして。

また、回覧板の負担ということに関しましては、こちらはたくさんの方々に配布するというので、役員等の配布の手間というのも、もちろんあると思いますし、一方で、回覧板を受け取る側の皆さんも、なかなかふだんいらっしゃる方だと次の隣の家に渡すといった負担もあるのかということ、回覧板というのは、ある意味、それぞれの立場で負担になっている部分はあるのかとは感じてございまして。

○橋本委員

役員の成り手がいないことで仕事が一部に集中しているというのが、各町内会にあるのかと思います。会長をやるといわれる方は、いろいろなことを積極的に引き受けて頑張ってくださいる方も多いと思いますので、どうしても忙しくなる。ただ、若干、年齢が高くなってきている中で、負担、体力的な問題なども原因にあるのかとは思いました。

その中で、今お話しいただいたように、町内会の会長をはじめ役員の不足の一因には、仕事量の多さと、その仕事とは一体何をやっているのかというのが若干、不透明なところもあるのではないかと思います。

実際に行っている作業を可視化して、町内会の仕事の棚卸しをするということも一部有効な考え方かと思うのですが、この辺はいかがでしょうか。

○（生活環境）角澤主幹

やはり、町内会業務の可視化というのは必要なことと感じております。決まった役員の方々だけで仕事をこなすということになると負担になりますので、1人で全てを担うのではなくて、今後の運営のためにも分担して業務を行うということも必要かと思っておりますので、そういう意味では、町内会の役割としてどんなものがあるのか、どんな業務があるのかという可視化は必要と考えてございます。

そういった中で、市でも、どのように町内会を運営していけばいいかという目安になるマニュアルの作成というのも視野に入れて、今、業務を行っているところでございます。

○橋本委員

次に、デジタル化を進めるということが、今は一番のテーマになるのかとは思いますが。ただ、回覧板がいまだに必要なツールであるのは間違いないわけです。これは個人的な実感でもあるのですが、回覧板を回しているが見ていないとか、内容がなかなかしっかり伝わっていないというのがあって、イベントなどの参加者はいつも一緒みたいな実感が実際にあるわけです。

情報というのは、伝えていくと伝わるということは別なものです。回覧板の在り方、これからデジタル化も含めてですけども、市でしっかり研究、また、情報収集などはしてきたことがあるのか、また、これの必要性について見解をお示しいただけますでしょうか。

○（生活環境）角澤主幹

目を引くような回覧物を作ることへの取組ということに関しましては、いろいろな配布のものが、いろいろな町内会の中で配られているので、それに特化して取組を進めたことは、今のところはございません。

そういった中で、今はむしろ課題となっている部分としては、先ほどもお話に出ました回覧板自体の配布がなかなか負担になっているという中では、今、電子回覧板の取組ということに注目して取組を進めているところでございます。

ただ、やはりこれは一気に進められるものではなくて、段階的に進めていかなければならないという中で、先ほどもお話ししましたスマホ教室というものを町内会単位で行っていますけれども、そういう形で、まず日常的にデジタル機器を使っていくということを目指しながら、段階的に総連合町会が行う町内会単位のスマホ教室といったものを今年度から始めているところでございます。

○橋本委員

先ほどの中村岩雄委員への御答弁では、今年度は20回を予定しているということでした。スマートフォンでしっかり情報を得られる人が増えるというのは大前提ではあるかと思うので、まずここから、しっかり頑張っていたらと思います。

続いて、本市は海外の方の人口が増えてきています。私の地元にも2世帯の外国人の方が住んでいるのですが、町内会に入会はしておりません。今後、人口減少する中で、外国人の方の割合も恐らく増えていくのだろうと考え

られます。

増えていく外国人が町内会に参加しないということは、いわゆる参加せずに恩恵だけを受ける人、フリーライダーを増やすことになるわけです。これは私見ですが、外国人は比較的、若い方も多いのかと思いますので、地域のコミュニケーションを図り、お互いを理解することが、町内会運営だけではなくて、防災とか福祉を受ける面でも様々、必要になるのではないかと思います。

現在、市内の町内会で、外国人が入会している町内会はありますか。また、今後、外国人への対応も必要と思いますが、その辺の見解をお示してください。

○（生活環境）角澤主幹

市内の外国人在住というのは私も把握しているのですが、ただ、町内会に加入ということになりますと、これは外国人だけではなく日本人の方も同様に未加入世帯もございまして、実際に町内会に加入している外国人の数というのは、具体的には把握してございません。

また、外国人が積極的に取組を行っている事例というの、今のところ私が聞いているケースはございません。

ただ、外国人の方が加入して活動へ参加いただくということになりますと、これは単に加入率を上げるためだけではなくて、違う文化を持った方の参加というのは、新しい取組とか活動を導くことも期待できるのではないかと考えております。

○橋本委員

デジタル化、スマートフォンをしっかりと使えると、海外の方ともコミュニケーションを取りやすくなるのかと思います。

続いて、コミュニティリーダー養成研修会についてお聞きます。

本年2月に開催されました研修会なのですが、現在ホームページでも見られるのですが、4町内会が工夫している活動を紹介することで、参考にして課題解決の一助にということで、今年から行われているということでした。

参加者の感想などが分かればお聞かせいただきたいのと、年1回、コミュニティリーダー養成研修会があるのですが、今後の活動内容なども併せてお答えいただきたいのと、あと、以前は講師などを招き行っていたと思うのですが、今回のようなやり方に変更した理由をお聞かせいただけますでしょうか。

○（生活環境）角澤主幹

コミュニティリーダー養成研修会については、基本的に年に1回、おおむね2月に実施してございます。

今回、いろいろな町内会の方に参加いただいて行ったのですが、課題を持っている町内会の取組事例など先進的な活動を紹介いたしますと、聞いているほかの町内会でも、それを参考にできて課題解決の一助になるという意図で実施した経緯がございます。

参加者の皆さんからは、すごく多かったわけではないですが、いろいろな活動の情報が聞けて、自分のところの課題とも少し共通したものがあるので参考になったという意見が出ていたのもお聞きしたところであります。

今後、また2月をめどに実施していく予定で、テーマはまだ決まってございませんが、皆さんからの意見を基に話を展開するような形式での実施をしていきたいと思っております。

○橋本委員

このコミュニティリーダー養成研修会というのは、コミュニティリーダーが養成されないといけないので、リーダー養成という観点でいくと、講師を招いて勉強したりというの併せてやれるといいのかと少し思いました。

続いて、プロボノについて、どのようなことなのか御説明ください。

○（生活環境）角澤主幹

プロボノでございますが、ホームページで調べましたけれども、社会的、公共的な目的のために職業上のスキルや経験を生かして取り組む社会貢献活動を意味するという認識しております。

○橋本委員

持っているスキルを使ったボランティア、プロボノという仕組みがあります。横浜市では、プロボノと地域活動団体をマッチングする仕組みがあるそうです。例えば、プロのスキルとまではいなくても、得意な作業を提供してもらった仕組みを構築できたら、町内会のデジタル化や魅力ある情報発信などにつながるのかなと思いますが、この辺はいかがでしょうか。

○（生活環境）角澤主幹

やはり、プロボノというものがいろいろな専門的な知識やスキルを持っているということですので、ノウハウを持った方々の参加によって、活動の幅を実際に広げていっているケースもきっとあると思いますので、今後どういった形でこうした方々に参画いただくことができるかということの手法は研究していきたいと思います。

○橋本委員

ぜひ、研究していただきたいと思います。

札幌市では、平成29年に20歳代から40歳代の2,000人を無作為に抽出した大規模なアンケートを取っています。意見を聞くことと同時に、若い方への町内会への気づきにもなったと書かれておりました。少数ではあるかと思うのですが、手始めに、現在、活動している若い方も各町内会にいるところもあると思いますが、今回のコミュニティリーダー養成研修会で活躍された子育て世代の方なども含めて、ワークショップなどで意見交換するようなことができるとはと思いますが、その辺も含めて御意見を聞かせていただけますでしょうか。

○（生活環境）角澤主幹

やはり、課題も多い町内会活動に向けては、今後の若い方の力というのは、必須であるとは感じてございます。若い方がどういった考えを持っているのかということはもちろん聞く必要があるという中で、現在、市だけの話であれば、新規採用者研修というのを4月に行いますが、そのときの研修テーマの一つに町内会という項目を設けて説明させていただいており、町内会の実情を伝える一方で、感想を聞くというのは行っているものはございます。ただ、これは市職員だけのことで、これに限らず、広く市内で意見を聞く場は必要とは考えてございます。

現時点で、そういったワークショップのような形がいいのか、意見交換会がよいのか、あるいはまた札幌市等のようにアンケートで聞いていくのがいいのかということは、なかなか今の段階で示せないですが、こういった声を聞く手法といったものは必要だと考えております。

○橋本委員

◎障害者への支援について

障害者、障害児への支援に関して質問いたします。

今年3月に第7期小樽市障がい福祉計画・第3期小樽市障がい児福祉計画が策定されました。この中で、市長は、「障がいのある人を取り巻く現状をみると障がいの重度化・多様化や障がいのある人及び介護者の高齢化が進んでおり、本人自ら希望する地域生活を営むための支援のほか、就労支援、権利擁護、障がい児支援、障がい福祉人材の確保・定着といった様々な課題への対応が求められています。」と書かれてありました。

計画の中に、障害者手帳交付者数の推移が数字として現れているのですが、ここから分かることと、身体障がい者（児）の状況という中で、身体障害者手帳交付者数の推移というのも数字として出ております。この二つから分かることを説明していただけますでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室岡本主幹

障害者手帳の交付の推移について、全体の傾向としましては減少傾向にございますが、その内訳では、身体障害者は全体の傾向と同様に、減少傾向にございます。知的障害、精神障害については増加傾向にございます。

○橋本委員

人口に占める障害者の方の割合が大体5年間は横ばいで、7.5%から7.6%ということです。全体の身体障害者手

帳交付者数に対して65歳以上の高齢者の割合が大体8割ということも、この数字から分かります。

65歳の方が8割ということなので、2割がそれ以外の方、65歳以下となると思うのですが、年代別に割合などが分かるようでしたらお示してください。

○（福祉保険）福祉総合相談室岡本主幹

年代別のデータというものはございませんけれども、18歳を境に18歳未満と18歳以上のデータがございます。令和4年度末のデータに基づきますと、身体障害者手帳全体では5,814人に交付しているうち、18歳未満については47人、割合では約0.8%、18歳以上65歳未満については1,020人、割合としては約17.5%、65歳以上が4,747人で約81.7%でございます。

○橋本委員

8割が65歳以上の高齢者ということなので、高齢者の方は障害者の認定を受けながら介護保険給付認定も受けている方がいらっしゃるであろうと思います。どちらのサービスも受けられるということですが、いろいろ条件があると思うのですが、基本的に介護保険のサービスが優先されると認識しております。

障害者認定を受けている方の中に、要介護認定を受けている方が何割ぐらいいるのかというのは分かるものでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室岡本主幹

本年7月末時点のデータということになりますが、障害福祉サービスを受けている方は1,400人ほどございます。そのうち介護サービスを利用している方は、およそ90人ということで、割合では6%でございます。

○橋本委員

私はもう少しいるのかと思いましたが、90人ということでした。

続いて、障害者、障害児が排泄管理支援用具のうち紙おむつを利用できる要件をお示しいただいて、この事業の財源も一緒にお示しいただけますでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室岡本主幹

障がい者ハンドブックに載っております、日常生活用具の給付の排泄管理支援用具の支給要件でございますが、まず身体障害者手帳を持っていることが前提となりますが、この中の紙おむつについては、「ぼうこう又は直腸機能障がい4級以上の身体障がい者であってストマ用装具に替えて必要と認められる者及び乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がいにより、排尿・排便の意思表示が困難な者」ということとなります。

財源については、地域生活支援事業の国の補助が2分の1以内、北海道が4分の1以内、残りが一般財源となります。

○橋本委員

続いて、第7期小樽市障がい福祉計画の中にサービス量の見込みというのが分かるのですけれども、令和6年度から令和8年度の3年分も見ることができます。日常生活支援用具給付事業の項目、排泄管理支援用具の給付見込みが4,400件、令和6年度から令和8年度の3年でそれぞれ4,400件の見込みになっているのですが、この4,400件の内訳を利用者数とか給付の方法などと併せて分かる範囲でお示してください。

○（福祉保険）福祉総合相談室岡本主幹

まず、この計画を策定しましたのが令和6年度予算案の時期になりまして、予算の積算を根拠にしております。件数は1人が12か月利用しました12件という形の延べ人数でございますが、ストマ用装具の件数につきましては3,700件弱と見込んでおります。紙おむつにつきましては700件弱を見込んでおりまして、合わせて4,400件としております。

○橋本委員

紙おむつを使用する見込みが700件弱になるというのが分かりました。

続いて、障害者認定と要介護認定を受けている方の紙おむつの給付は、条件が合えば介護保険で受けられると思いますが、これに関しては間違いないか確認いたします。

そして、この本事業に、住宅改修費への助成の金額の上限と利用回数が原則1回と書かれているのですが、それについて理由をお示しください。

○（福祉保険）福祉総合相談室岡本主幹

まず障害者と介護保険の認定者につきましては、介護保険のほうが優先ということは、国の通知、それから市の規則等で定めております。

住宅改修費は原則1回としておりますが、これは障害の程度が同じであれば、1度改修したのにつきましては、そのままお使いいただくという考えに基づいて1回としております。

○橋本委員

ここまで、特に障害者、障害児への紙おむつの給付に関して、また、住宅改修に関してお聞きしました。なぜこのような質問をしているかといいますと、私は多発性硬化症という難病指定を受けている方の相談を受けたことがきっかけでありました。この多発性硬化症というのは、脳と脊髄また目の神経などに問題が起こる病気で、どこの神経に出るかによって症状が変わる、また、どこに出るかが全く分からない、予想がつかないというところが非常に難しい病気であるということでした。

相談いただいた方は、徐々に体が動かすことができなくて、トイレに行くにもすごく時間を要してしまうということで、紙おむつを利用しております。本人は、障害福祉サービスを様々受ける中で、感謝しているというか、その辺りは特に不満はないということなのですが、その方は現在40歳代ということで、この先、非常に長い期間、紙おむつを利用し続ける可能性がある。そう考えると、非常に経済的な不安、働くことはできませんので、この先に不安がある。こういった事業に該当しない、そして、なおかつ若いですから、介護給付の対象にもなれないということで非常に悩まれておりました。

これまで、こういった紙おむつ以外にも給付などの対象にならないことで相談などがもしあれば聞かせいただけますでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室岡本主幹

窓口には様々な相談は寄せられますが、相談を受けた場合につきましては、障害の枠だけにとらわれずに、関係機関に相談できることはないか、できる限り相談者に寄り添った丁寧な対応を心がけてございます。

○橋本委員

今も述べましたように、大人のサイズの紙おむつは子供、赤ちゃんのものより高額になり、非常に経済負担も大きい。ただ、今の制度を調べれば調べるほど、どうしても給付などの対象に当たらないというのは私もうまい作業でありました。

札幌市は身体障害者手帳の等級が1、2級であれば、どの障害者でも紙おむつが使えるサービスを、国の補助なく一般財源でやっているのですが、そういった都市を見ますと非常に利用者が多い、つまり、紙おむつに対してのニーズは明らかにすごくあるのだらうと思います。

本市においても、これまでにそういった相談は具体的にはなかったのかもしれませんが、そういった制度のはざまにいる方に、いかに寄り添っていくのか、そこはしっかり私も研究しながら一緒に考えていけたらと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

共産党に移します。

○酒井委員

◎議案第22号小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案及び議案第25号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案について若干、聞きたいと思っているのです。

今回、議案第22号小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案が出ておりますけれども、どういった理由でこの条例案が出されるようになったのか、概略を説明していただけませんか。

○（福祉保険）保険年金課長

議案第22号なのですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律によりまして、今年、令和6年12月2日付で、現行の被保険者証を廃止し、マイナンバーカードと被保険者証を一体化することになります。

これに伴いまして、国民健康保険法の保険料滞納者に係る被保険者証の返還に関する規定が削られることになりましたことから、国民健康保険の条例の中にある、納付義務者が被保険者証の返還の求めに応じない場合において課する過料に関する規定に、被保険者証の文言があるので、それを削るということになります。

○酒井委員

それでは、議案第25号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についても同様にお聞きしたいと思います。

○（福祉保険）保険年金課長

議案第25号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてにつきましても、令和6年12月2日から従来の被保険者証を廃止することに伴いまして、北海道後期高齢者医療広域連合規約の被保険者証に関する規定の部分の改正が必要になります。

こちらにつきましては、地方自治法第291条の11の規定により、各構成市町村の議会の議決を広域連合長から求められたということで、今回の議案の提案ということになります。

○酒井委員

ということは、どちらの議案も現行の被保険者証廃止に伴って出されたという理解でよろしいのかどうか、確認したいと思います。

○（福祉保険）保険年金課長

今回の議案につきましては、いずれもマイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴う議案ということになります。

○酒井委員

やはり大きな問題だと思います。

このことについて伺いたいののが、例えば、議案第25号につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合から議決を求められたと。根拠となっているのが、地方自治法第291条の11の規定によるものとなっているのですが、仮にここで否決してしまうという形になれば、どういったことになってしまうのか、お答え願えますでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

こちらにつきましては、北海道後期高齢者医療広域連合に確認しております。広域連合の回答としましては、構成市町村で否決されたとしても、法に基づき、必要な対応をすることとなるということになります。また、地方自治法には、規約変更のための市町村議決について賛成数等の定めはないということは聞いております。

以上のことから、小樽市で否決ということになったとしても、広域連合としては法律と、あと各市町村の議決を

基に今回の規約の変更について検討していくという流れになろうかと思えます。

○酒井委員

◎国民健康保険について

国民健康保険についてです。

最初は都道府県単位化でどのように変わったのかということについてお伺いしたいと思います。

2018年度から国民健康保険は都道府県単位になりました。具体的には、保険者が都道府県と市町村、つまり、北海道と小樽市と、それから、国民健康保険財政については都道府県で、国保の実務については市町村が担うというものであります。

まず、この国保の都道府県化というのは一体どのようなことなのか、御説明していただけるでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

従来の国保は市町村が財政運営を行っていましたが、小規模市町村ではリスク分散が困難で、財政運営が不安定などの課題がありました。そのため、平成30年度から広域化による財政運営の安定化や効率的な事業の確保を目的として、都道府県が財政運営の責任主体となる国民健康保険の都道府県単位化が図られました。

○酒井委員

それでは、この国保の都道府県化の中でよく説明されているのは、標準保険料率というものが出されておりますけれども、一体この標準保険料率というのは、どのようなものなのかを説明していただけますでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

平成30年度の国保財政運営の都道府県単位化に伴いまして、都道府県から示されるようになりました統一的なルールに基づき、積算することにより、各市町村における標準的な水準を表す保険料率のことです。

○酒井委員

それでは、標準保険料率を適用して、保険料水準の統一に従うといった義務はあるのでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

北海道国民健康保険運営方針では、道内各市町村が標準保険料率を適用し、保険料水準の統一に取り組むとしています。国民健康保険法では、都道府県が定める国民健康保険運営方針に準拠しなくてはならないとは規定されておきませんが、市町村は運営方針を踏まえた事務の実施に努めるものとされていることから、国民健康保険の安定運営のために保険料水準の統一に取り組むことは必要と考えています。

○酒井委員

義務ではないけれども、将来的に保険料率を統一していくのだということについては分かりました。私は、これについては大きな問題であると思えます。

それでは、北海道国民健康保険運営方針では一体どのようなスケジュールで進められようとしているのでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

北海道国民健康保険運営方針では、令和12年度に道内全市町村の保険料水準の統一を目指しています。

○酒井委員

納付金ベースでの統一、それから保険料水準の統一はどのように異なるのか、説明していただけますか。

○（福祉保険）保険年金課長

納付金ベースの統一とは、各市町村が道に払う納付金の算定において、市町村間の医療費の高い、低いを平準化して算定するなど、納付金の算定基準を統一するものです。

保険料水準の統一とは、道内各市町村が全市町村統一の標準保険料率に統一することにより、道内のどこに住んでも、所得や家族構成などが同じであれば、同じ保険料負担とするものです。

○酒井委員

先ほどの御説明の中では、2030年度にも保険料水準の統一を行うとしていますけれども、私は無理があるのではないかと思います。

この北海道内でも、所得の水準、それから医療費の水準の地域差というのは非常に大きいと思いますけれども、小樽市としての考えはいかがですか。

○（福祉保険）保険年金課長

北海道は面積が大きく、都市と小規模自治体が混在しており、医療費などの状況も異なり、全道の市町村では、小樽市も含めて、標準保険料率と乖離している自治体が多いのも事実です。

しかしながら、道内のどこに住んでも所得や家族構成などが同じであれば、同じ保険料負担とする考えは、全道各市町村が合意しているところでありまして、北海道、各市町村は令和12年度の保険料水準の統一に向け、徐々に取組を進めているところでもあります。

○酒井委員

大きな問題だと思います。小樽市は、病院等というのは比較的たくさんあるし、その点についてはいいのかもしれないと思うのだけれども、そうではない自治体もたくさんあるわけでありまして。後で例を述べますが、必ずしも小樽市にとっていいことばかりではないと、私自身は考えております。

それでは、これまで本市として、北海道国民健康保険運営方針案にどのような意見を寄せられてきたのかをお伺いいたします。

○（福祉保険）保険年金課長

小樽市としても道内のどこに住んでも所得や家族構成などが同じであれば、同じ保険料負担とする保険料水準の統一には賛同しております。そのため、運営方針に同意する旨を伝えております。

○酒井委員

それでは、本市の国保モデル世帯の保険料、2016年度から2024年度までどのように推移しているのか、説明していただけますでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

夫婦2人、小学生の子供1人の3人世帯で、所得200万円のモデル世帯で2016年度の保険料は47万9,240円でした。2017年度が45万5,330円、2018年度が41万9,020円、2019年度、42万3,070円、2020年度が42万2,830円、2021年度が36万6,090円、2022年度が37万2,050円、2023年度が35万4,300円、今年度が35万9,800円です。

○酒井委員

同様に、1世帯当たりの保険料ではいかがですか。

○（福祉保険）保険年金課長

1世帯当たりの決算数字で計算した保険料の平均は、2016年度の保険料は12万3,994円でした。2017年度が10万9,733円、2018年度が10万9,577円、2019年度が11万1,040円、2020年度が10万7,008円、2021年度が10万1,937円、2022年度が10万6,057円、2023年度が11万1,101円です。

参考に決算数字ではなく、2024年度は確定賦課時点では10万7,383円です。

○酒井委員

御説明されたとおりなのですが、凸凹はありながらも若干ずつ下がっているというのが見受けられるのです。

ところで、保険料水準の統一が行われると、保険料は必ず上がると言われております。もう既に先行して保険料水準を統一してしまった大阪府の例です。市町村の国保会計は、絶対に黒字になる計算をします。当然ですよ、赤字になる計算はしません。そうしましたところ、黒字が出ても、次年度の保険料の引下げには使えず、基金に積

み上げるしかない。どんどん黒字で、大阪府の国保の収支というものは、財政的にはとても改善するのだけれども、その分、基金にしか積み上げることしかできないという矛盾があって、一体どうするのだという形で全国一、高い保険料になってしまっているといった矛盾があるわけでありませう。

2030年度に、保険料水準の統一をしていくということでもありますけれども、こういったおそれというのは北海道でもあり得ることではないでしょうか、お答えください。

○（福祉保険）保険年金課長

納付金の算定においては、基本的に赤字とならないように算定することから、黒字分が基金に積まれることにはなると思います。

ただし、医療費動向の予測は難しく、インフルエンザの流行などにより医療費が増加し、一時的に北海道が被るであろう赤字分の補填に基金が必要となることが予想される。そのほかに、北海道及び道内市町村で構成されます北海道国民健康保険市町村連携会議におきまして、保険料負担軽減のために各市町村が持つ基金の活用についても検討を始めたところであります。

○酒井委員

これも言ってみれば、大阪府の先行している例ではどんなことが起きたかという、結局、大都市は人口が多いですから、大都市に振り回されてしまって、結果として、人口が少ない市町村については、大都市と合わせる形になってしまう。基金は積まれていくのだけれども、基金も使えないという形になって、どんどん矛盾が生じてしまって、大阪府の国保の財政状況というのは悪いと言われていたけれども、よくはなったのだけれども、保険料だけが高くなってしまおうと。

今、市町村が持っている基金についても活用できる形にすると言っていましたけれども、私はこのような問題がある以上、2030年度の保険料水準の統一は急ぐべきではないと思います。北海道に対しても、こういった問題があるという意見があるのだから、急ぐべきではないと伝えていく必要があると思いますけれども、本市の考えを伺います。

○（福祉保険）保険年金課長

先ほどお答えしましたとおり、小樽市としては道内のどこに住んでも所得や家族構成などが同じであれば、同じ保険料負担とする保険料水準の統一には賛同しております。そのため、北海道に保険料水準の統一について意見することは現在、考えておりません。

○酒井委員

全く納得できないお答えであります。

◎子供の均等割減免について

続いて、子供の均等割減免を求めて、お考えを伺います。

国民健康保険料は非常に高い。とりわけ自営業者とか、年金生活者、非正規労働者、こうした国保に加入する人たちの暮らしを圧迫して、子育て支援に逆行すると言われております。国保加入者は約2,400万人いると言われておりますけれども、その約8%は18歳以下の子供であります。子育て世代に重い保険料負担がのしかかるということでもあります。

被雇用者の健康保険では、子供などの扶養家族が何人いたとしても保険料はかかりません。ところが、国保の場合は家族の人数に応じてかかる均等割があるため、子供が多くなると国保料が高くなるといった問題があるわけでもあります。

子供の均等割が全国一高い東京都江戸川区では、乳幼児が1人増えるごとに、最大で何と年間3万4,500円、小学生以上だと最大6万9,000円も国保の負担が増えるといった報道があったわけでもあります。

単純にはいかないと思いますが、本市に置き換えると、乳幼児、小学生以上で年間の最大負担は一体幾ら

になるのか、お示ししていただけますでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

東京都江戸川区では、1世帯当たりにかかる保険料なのですけれども、平等割がないため、単純な比較にはなりません。小樽市では、乳幼児1人で最大1万7,280円、小学生以上で3万4,560円の負担増となります。

○酒井委員

東京都江戸川区ほどではないですけれども、3万4,560円でしたか、大きな負担だと思います。

同記事では、同区在住の個人タクシー運転手の場合、妻と子供4人、6人世帯で所得546万円のうち、105万8,000円が国保料で消える。そのうち、子供の均等割だけで27万6,000円にもなると報道されていたわけであります。

仮に個人タクシー運転手と妻、50歳代夫婦で子供は全て小学生だと仮定すると、これも単純にはいかないと思いますけれども、本市ではどのような負担になる見込みかお示してください。

○（福祉保険）保険年金課長

同じ条件で小樽市の料率で計算しますと、国保料の負担が100万1,540円、子供の均等割は13万8,240円となります。

○酒井委員

これもまた大きいです。100万円で子供の均等割だけで13万円ということで、本当にこれは、もう大きな問題だと思います。高過ぎる子供の均等割、大きな負担だと私は思います。

それでは、2024年7月17日現在の子供の国保加入者人数を未就学児、小学生、中学生、高校生までと、それぞれ示していただけますでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

未就学児の人数が261人となります。小学生まで含めると643人、中学生まで含めると864人、高校生まで含めると1,112人です。

○酒井委員

日本共産党は、子供の均等割の軽減を毎年、市長に要求しております。

子供の均等割を仮に半額にした場合、未就学児、小学生、中学生、高校生までで、それぞれの必要額が幾らになるのか、お示ししていただけますでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

既に実施済みの未就学児で人数から計算すると約280万円です。小学生まで含めると約700万円で、中学生まで含めると約941万円、高校生まで含めると約1,211万円です。

○酒井委員

自治体独自に基金なども活用して、様々な支援制度を創生する自治体があります。大阪府能勢町、滋賀県米原市などがあります。ここで紹介したいのが群馬県渋川市です。群馬県渋川市では、渋川市国民健康保険子育て世帯支援金として、一旦は納税通知書に基づいて納税する。その後、該当世帯に届く申請書を送り返すことで、均等割相当額が返金されるということで、実質上、均等割分は一旦は払わなければいけないけれども負担しなくてもいいという形になっています。

かなりこういったウルトラC的なものでなかったら、なかなか難しいのかというのはあるのですけれども、こういった他自治体の取組について、本市としての所感をお伺いしたいと思います。

○（福祉保険）保険年金課長

国民健康保険は、年の途中で会社に就職して社会保険に加入するために離脱するなど、出入りが結構ある制度となっています。そのため、均等割相当額を支給するという制度は、年の途中で国保から離脱した場合、保険料負担以上の支援金が支給されることとなります。一方、差額の返還を求めるということとなりますと、市役所側だけではなく、市民の方にとっても煩雑なものになってしまうと想定されます。

そのため、子育て世帯の支援ということにはなるとは思いますが、本市の国保制度に組み込むには課題があると感じております。

○酒井委員

子育て支援にはなるけれども、国保の施策にはならないと。そのとおりだとは思いますが、何かの形で考えていかなければと思います。

高過ぎる国保料を引き下げするためには、国庫負担を抜本的に増額して、この均等割を廃止するというのが一番、必要ではないかと。しかし、政府はそれを行わないということで今やっていますから、当面は市が負担してでも、せめて半額にできないかと。先ほどの御答弁の中では、高校生までということでありましたけれども、約1,211万円を実現できるわけであります。

本市として、せめて高校生まで半額にするということを行っていくべきではないかと思いますが、本市のお考えを伺います。

○（福祉保険）保険年金課長

小樽市としましては、18歳未満の子供がいることをもって、特別な事情として減免することは適当ではないと考えております。そのため、子育て世帯の負担軽減の観点から、本市ではさらなる対象の拡大などを引き続き市長会を通じて国に要望していきたいと考えております。

○酒井委員

◎保育について

次に、保育についてお伺いしたいと思います。

最初に、なぜ本市は子供を預ける場所が少ないと言われるのかということについてお伺いしたいと思います。

小樽市では、子供を預ける場所が少ないという声を私自身もたくさん聞いております。しかしながら、単に子供を預けるという施設であれば、幼稚園、認定保育所、認定こども園もありますし、認可外保育施設や企業主導型保育施設と、選択肢としてはたくさんあるわけなのです。

それでは、なぜ保護者が子供を預ける場所が少ないと考えられているのか、その理由をどのように類推されるのかをお伺いいたします。

○（こども未来）子育て支援課長

理由につきまして推測されるのは、保育所等の利用申込みをされても、入所したいときに入所したい希望の保育所に入れられない方や入所を待つ場合があるので、保護者が希望する対応ができていないことが原因ではないかと考えております。

○酒井委員

保育所に入れられないということが一つの原因ではないかとされておりまして。

私自身は幼稚園を卒園したのですが、自身の子供は保育所型の認定こども園だったのです。どうして幼稚園が選ばれなくなってきているとなっているか、本市としてはどのようにお考えでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

幼稚園を選ばれる方もいらっしゃるのですが、共働きの増加とか、フルタイムでの就労を希望する母親が増えていくことなどによって、保育の必要性が高いからではないかと考えます。

○酒井委員

私は50歳なのですが、結局、親の働き方が45年前と変わってきているのだと思います。

先ほど保育の需要が高まっていると言われましたけれども、以前と比べて、保育の需要はどのように変わっているとお考えか、お示ししていただけますでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

45年前との比較は難しいのですが、現在も保育需要は一定程度あり、需要が高い状況であると言えます。

○酒井委員

それでは、直近の保育所等の入所待ち児童数を示していただけますでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

本年9月1日現在で入所待ちの児童数は合計で57人です。歳児別で言いますと、ゼロ歳児が23人、1歳児が20人、2歳児が7人、3歳児が5人、4歳児が2人であります。

○酒井委員

このゼロ、1、2歳児の入所待ちが多くなっている理由については、本市はどのようにお考えでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

保育士の配置基準によりまして、児童の年齢が低いほど、保育士1人で見ることができる人数が少ないため、多くの保育士が必要となることから、現在の保育士不足が影響しているものと考えます。

○酒井委員

保育所が不足していることが原因だということでありますけれども、本市ではどのような取組を行っているでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

本市の取組に関しましては、まず保育士バンクを実施しております。そして、令和2年度から保育所等での子育て支援の担い手となる人材確保のため、子育て支援員を育成する子育て支援員研修を実施しております。

また、令和5年度からは、市内の人材確保定着を図るため、新規就労者に1年目で10万円、3年目で20万円、6年目で30万円を支給する保育士等就労定着支援事業を実施して、保育士等の確保に取り組んでおります。

○酒井委員

それでは、これまでの取組で十分だとお考えかどうか、伺いたいと思います。

○（こども未来）子育て支援課長

現在の取組で十分とは考えておりません。さらにどういった取組が効果的なのか、今後も検討していく必要があるものと考えております。

○酒井委員

それでは、保育士の待遇の改善に向けてどういった取組が必要だと、本市としてはお考えでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

保育士の処遇改善につきましては、第一義的には、国において全国一律に実施することが望ましいと考えておりますけれども、本市におきましても、保育士の業務負担の軽減のため、保育所におけるICT化に取り組んでおりまして、負担軽減を図っているところであります。

○酒井委員

ICT化ということもありましたし、取組の中で新規就労者に10万円、6年目で30万円などとありましたけれども、やはり既存の保育所の方々に対して、私は十分な支援をされていないのかと思います。先ほど、御答弁の中で、国において一律に実施することが望ましいと考えていると言っていますけれども、私も同感です。

そこで、国は子供関連予算について、倍増を目指していくのだと明言しているわけなのです。ですけれども、それはいつになるのかということで、実現については先送りにされているのが実態であります。

国に対して、保育・子育て予算を国際的基準に引き上げていくということをしつかりと求めていくべきだと思いますけれども、本市のお考えを伺いたいと思います。

○（こども未来）子育て支援課長

先ほどと繰り返しの答弁にはなりますが、引き続き、国に対して要望してまいりたいと考えております。

○酒井委員

国に対しての要望ということは、全国市長会を通じて要望していくということで確認しているのでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

委員のおっしゃるとおり、全国市長会等を通じて国に要望してまいりたいと考えております。

○酒井委員

次に、一時預かり事業と、こども誰でも通園制度というものができています。

まずお伺いしたいのは、現行の一時預かりと違うのはどういった点なのか、確認したいと思います。

○（こども未来）子育て支援課長

こども誰でも通園制度は、全ての子供の育ちを応援することを目的とする制度と言われております。一時預かり事業は、保護者のために預かるという考えを基本とする事業である一方、こども誰でも通園制度は子供の成長のために通うという考え方を基本としていると言えます。

一時預かり事業は、市町村が地域のニーズに対して実施する補助事業ですけれども、こども誰でも通園制度は、全ての市町村で実施する給付の制度であります。また、対象年齢や利用時間等の違いもございます。

○酒井委員

ところで、共産党の松井議員が行った代表質問の中で、幼稚園において預かり保育を活用した場合、保育所と同等の預かり時間を確保できるということが出されておりました。ただ、御答弁の中では、幼稚園型の一時預かり施設については、まだ存在していないということでありました。

なぜ本市ではこうした幼稚園型の一時預かりが存在していないのか、お伺いいたします。

○（こども未来）子育て支援課長

幼稚園の在園児が対象となる幼稚園型Ⅰという制度は実施しておりますけれども、幼稚園型Ⅱについては、保育士の配置や面積、スペースの確保などの課題があるものと認識しております。

○酒井委員

同等の預かり時間ができるということであれば、毎日、利用できるのです。実施していない理由は、一体どこでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

繰り返しのお答えにはなりますが、保育士の配置とか、面積の確保などの課題があるものであります。

○酒井委員

親からすれば、何でもいいのです。安全・安心に預かってくれれば、どういった制度でもいいから、とにかくしっかりと保育してもらえるとこの形であればどこでもいいのですけれども、面積の話もしていましたけれども、結局、保育士がいないということが一番の原因ではなかろうかと私も推測いたします。

ところで、先ほどの質問に戻るわけなのですが、こども誰でも通園制度と一時預かり事業、ここで、保育との違いであります。就労要件を課さないというのは同じだと言われております。

なら、一時預かり事業をやっているのだから、こども誰でも通園制度をやらなくてもいいのではないかと単純に素人考えでは思うのですけれども、なぜ政府は実施することになったのか、お答えしていただけますでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

こども誰でも通園制度は、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備することが目的であります。孤立した育児への支援強化という面もございます。多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するために実施されるものであります。

○酒井委員

こども誰でも通園制度の利用時間についてお伺いしたいと思います。

一時預かりについては保育所と同等としておりますけれども、こども誰でも通園制度については、先行実施している自治体の実際の運用では、1日3時間程度だったといわれております。こうした認識でよろしいでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

こども誰でも通園制度の制度化に当たりましては、現在、全国で試行的事業が行われておりますけれども、実際の実施化については、これから本格的に決まっていくところであります。

現在、行われている試行的事業で示されている要件としましては、利用可能時間は1日1人当たり月10時間を上限と設定されており、市町村や事業所で利用の方法や実施の方法については様々な形で行って差し支えないとされていることから、委員のおっしゃるような1日3時間と設定した市町村や施設もあるのではないかと考えております。

○酒井委員

御答弁いただいたとおり、上限が10時間と言っていますけれども、マックスで10時間やっているといった自治体もありましたが、むしろ少なくしたところが先行実施している自治体でかなり多かったのかと私は思います。

上限は月10時間としていますが、仮に10時間にした場合、こども家庭庁は、保育ニーズの拡充となり得るのだと言っています。私は無理があると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

無園児、どこの施設も利用していないといった子供に対して、安心・安全な居場所を提供するということが主な目的でありますので、そこに関しては、保育ニーズの拡充になるのではないかと考えております。

○酒井委員

私は無理があるのではないかと思うのです。どこも利用していないということは、どこも利用しなくても大丈夫な人たちなのです。その人たちのために、新たな保育士などを配置する形になったら、ただでさえ、入れない保育所がますます入れなくなってしまうということにはなりかねないのか。言ってみれば、政府は保育ニーズの拡充だ、どこも利用していない方が使うのだと言うのですけれども、どこも利用しないのだったら、別に要らないのではないかなと、私は、はっきり思います。

ところで、こども誰でも通園制度については定期利用と自由利用があります。どういった違いがあるのか、お示ししていただけますでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

定期利用と自由利用の違いにつきましては、定期利用は、施設を利用する月日、曜日、時間といったものを固定して定期的に利用する。また、自由利用については、その施設や利用する月日、時間を固定せずに、柔軟に利用するものであります。

○酒井委員

政府は、アプリなどを使って、全国どこでも利用するという事を考えているということが報道もされたわけです。ということは、複数の自治体で利用するという事も可能になるという理解でよろしいのか、伺いたいと思います。

それから、現行の一時預かりでは、私はもう代替となり得ないと思います。それなのに、こども誰でも通園制度が保育所の代替となり得る。これは保育所の代替とは言い切っていないのですけれども、保育ニーズの拡充をできるというのは、私は無理があるのではないかと。やはり、政府が抜本的に保育予算の増額を行うということで、しっかりと保育士が配置され、保育士不足も解消されるということ以外に解決する道はないのではないかと私は思います。

小樽市として、政府がこうした抜本的に保育予算の増額を行うことについてどのように考えるか、お伺いしたい

と思います。

○（こども未来）子育て支援課長

アプリなどの利用という御質問に関しましては、国においてそのような方向で検討しているということをお伺っておりますけれども、詳細につきましては、まだ示されていないところであります。

それから、国が抜本的にやる以外に解決できないのではないかと御質問に関しましては、こども誰でも通園制度は、先ほども申し上げましたが、どこの施設も利用していない児童に対して、安心・安全な居場所を提供するのが主な目的であると認識しておりますし、国の予算措置に関しましては、これも先ほど申し上げましたとおり、全国市長会等を通じて、今後も求めてまいりたいと考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって、質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後4時46分

再開 午後5時00分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○酒井委員

日本共産党を代表して、議案第20号小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第22号小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案、議案第25号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更については否決を求め、陳情第3号朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について、陳情第6号加齢による難聴者の補聴器購入の小樽市としての助成方について、採択を求めて討論いたします。

議案第20号です。本条例案は、児童手当法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものですが、マイナンバー関連であり、賛成できません。

議案第22号及び議案第25号です。いずれも、健康保険証廃止によるものです。政府は、現行の健康保険証を本年12月2日に廃止する方針です。現行の健康保険証廃止後も有効期間間は利用でき、来年8月からは現行の健康保険証とほとんど見た目が変わらない資格確認書が発行される見込みですが、健康保険証廃止のみを強調し、なりふり構わずマイナ保険証をこり押ししています。マイナ保険証の利用率が低迷する中、政府は医療機関や薬局に、217億円に上る支援金を配って利用率を図りましたが、利用は今なお低迷しています。そのため、今度は利用実績の低い医療機関を療養担当規則違反になるおそれがあるなどと脅す始末です。現行の健康保険証廃止ありきで政策を推進するのではなく、国民と医療現場の声に向き合い、健康保険証を存続させるべきです。

以上のような理由から、現行の健康保険証を廃止することに伴う条例改正については反対いたします。

陳情第3号です。陳情者が示すとおり、新光・朝里地区の人口は2万5,000人余りにもなり、朝里小学校や朝里中学校の規模は後志管内随一の規模となっています。しかし、公的施設がないため、子供だけでなく、住民諸団体も大変苦勞しています。当該地域にまちづくりセンターの建設はどうしても必要です。

陳情第6号です。加齢性難聴は認知症の危険因子の一つであり、その予防に取り組むことは重要です。加齢性の中度難聴者の補聴器購入には、国からの補助はなされていません。市独自の助成が必要です。

以上を申し上げ、討論といたします。

○委員長

以上をもって、討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第3号について、採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第6号について、採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第20号、議案第22号及び議案第25号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案第24号は可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。